

東成瀬村 公共施設等総合管理計画



平成29年3月
(令和4年3月改訂)
秋田県東成瀬村

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 公共施設等総合管理計画策定の理念・目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 対象施設	2
第2章 東成瀬村の概要	4
1. 地勢と自然環境	4
2. 人口の現状と推計	4
3. 産業と地域の特性	6
4. 財政の現状と課題	7
(1) 財政状況	7
(2) 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察	9
第3章 公共施設等の現状と課題	10
1. 建築系公共施設の現況	10
(1) 建築系公共施設の保有状況	10
(2) 築年別整備状況	11
2. インフラ系施設の現況	13
(1) インフラ系施設の保有状況	13
(2) 設置年別整備状況	14
3. 公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移	17
4. 公共施設等管理上の課題	18
第4章 公共施設等の将来更新費用の算定	19
1. 将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と前提	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 対象施設について	19
(3) 前提条件	19
(4) 公共施設等の前提と数量単位	19
(5) 更新単価	20
(6) 試算ソフトの性質	21
2. 将来更新費用（単純更新した場合）の試算	23
(1) 過去3年間における公共施設等の維持管理・更新等に係る経費	23
(2) 公共施設等全体の将来更新費用	25
(3) 建築系公共施設の将来更新費用	26
(4) インフラ系施設の将来更新費用	28
3. 将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合）の算定方法と前提	33
(1) 前提条件	33
(2) 公共施設等の前提	33
(3) 更新費用	35
4. 将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合）の試算	36
(1) 公共施設等全体の将来更新費用	36
(2) 建築系公共施設の将来更新費用	37
(3) インフラ系施設の将来更新費用	39

第5章 公共施設等全体の管理に関する考え方	42
1. 総合管理計画の基本的方針	42
2. 公共施設等の整備・管理に関する考え方	42
3. 整備・管理等の実施方針	44
(1) 点検・診断等の実施方針	44
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	46
(3) 安全確保の実施方針	47
(4) 耐震化の実施方針	49
(5) 長寿命化の実施方針	50
(6) 統合・廃止等の実施方針	51
(7) 管理の実施体制の実施方針	52
(8) ユニバーサルデザイン化の実施方針	52
第6章 施設類型ごとの管理に関する考え方	53
1. 建築系公共施設の管理に関する基本的方針	53
(1) 学校教育系施設	53
(2) 公営住宅	53
(3) 村民文化系施設	54
(4) 社会教育系施設	54
(5) スポーツ・レクリエーション系施設	55
(6) 産業系施設	55
(7) 子育て支援施設	56
(8) 保健・福祉施設	56
(9) 医療施設	56
(10) 行政系施設	56
(11) 公園	57
(12) その他	57
2. インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針	58
(1) 道路	58
(2) 橋りょう	58
(3) 上水道	58
(4) 合併処理浄化槽	58
(5) 農業水利施設	58
第7章 公共施設等総合管理計画の実施体制	59
1. 情報管理と推進体制の構築	59
(1) 施設情報の一元化	59
(2) 横断的な推進体制	59
(3) 職員研修	59
2. 個別施設計画の策定	60
3. 財政との連携	60
4. フォローアップの実施方針	61
5. 村民との協働	62

第1章 計画策定の背景と目的

1. 公共施設等総合管理計画策定の理念・目的

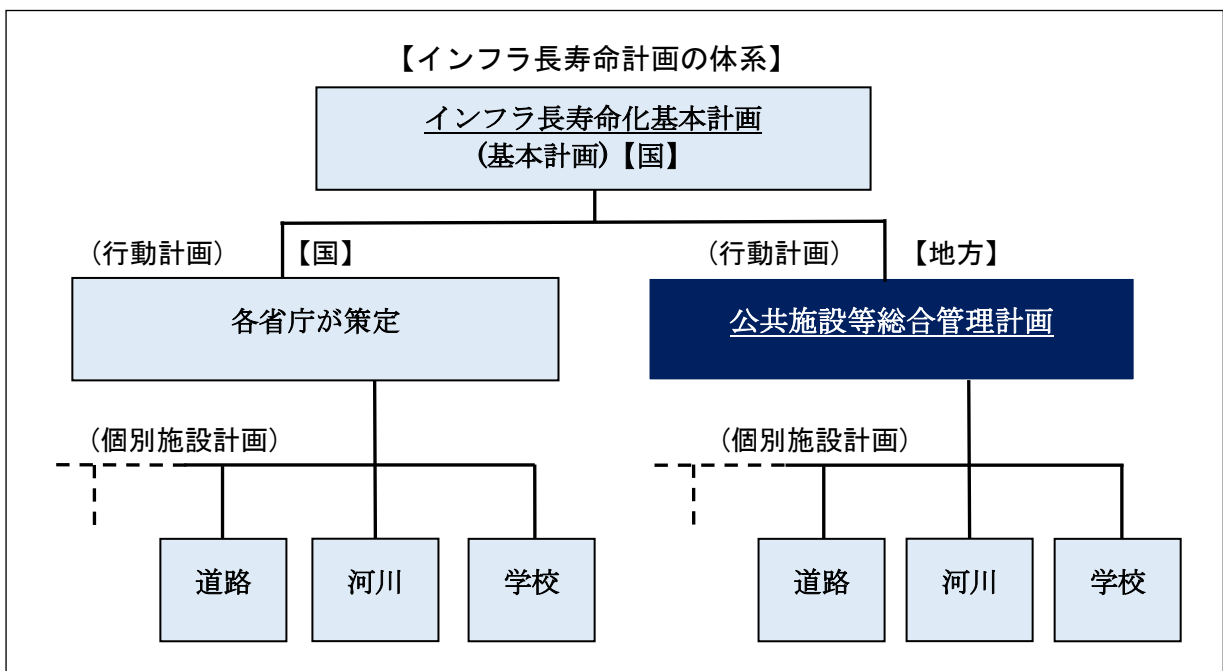
わが国では、昭和30年～40年代にかけての高度経済成長期における急激な人口増加や社会構造の変化に対応すべく、教育施設、文化施設、スポーツ・レクリエーション系施設などの建築系公共施設や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ系施設といった多くの公共施設等の集中的な整備が行われてきました。

しかし、現在、人口減少社会を迎え、さらに少子化と高齢化の同時進行や時代に対応した地域づくりが必要となる中で、公共サービスに対する住民のニーズの変化や公共サービスのあり方そのものへの対応が求められています。

また、長期的な人口減少や少子高齢化は、税収の伸び悩みや社会保障関連経費の増加などをもち、今後はより厳しい財政状況になっていくことが見込まれます。

このような中で、かつて建設された多くの公共施設等は既に劣化や老朽化が進行しており、今後も大量に更新時期を迎えることが明白であることから、早急かつ適切に修繕・大規模改修や建替えに取り組み、戦略的な公共施設等の維持管理・更新等を進めていく必要があります。

そこで、国は老朽化の進む公共施設等について持続可能な管理に取り組むべく、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への認識の転換のもと、平成25(2013)年11月29日策定の「インフラ長寿命化基本計画」から地方公共団体の役割として行動計画の必要性を示し、平成26(2014)年4月22日の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を各地方公共団体に対して通知するとともに、公共施設等総合管理計画の策定の要請を行いました。



本村においても、昭和 40 年代以降、多くの公共施設等を適時整備してきましたが、これらの公共施設等について、今後、すべてを維持・管理していくためには相応のコストがかかることが見込まれており、公共施設等に係る施設の管理や行政サービスについてのあり方と仕組みを検討するとともに、公共施設等の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが課題となっています。

本計画は、以上のような本村を取り巻く課題に対し、その対策を検討し、次世代が安全・安心な公共施設等を受け継ぐことができるむらづくりを行っていくために策定するものです。

2. 計画の位置付け

公共施設等は、各々の管理だけではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に維持・管理していくことが必要であるため、本計画では、最上位計画である「東成瀬村総合計画」をはじめとする、村の関連計画との整合を図り、公共施設等の維持・管理についての基本的な方向性を示すものです。

3. 計画期間

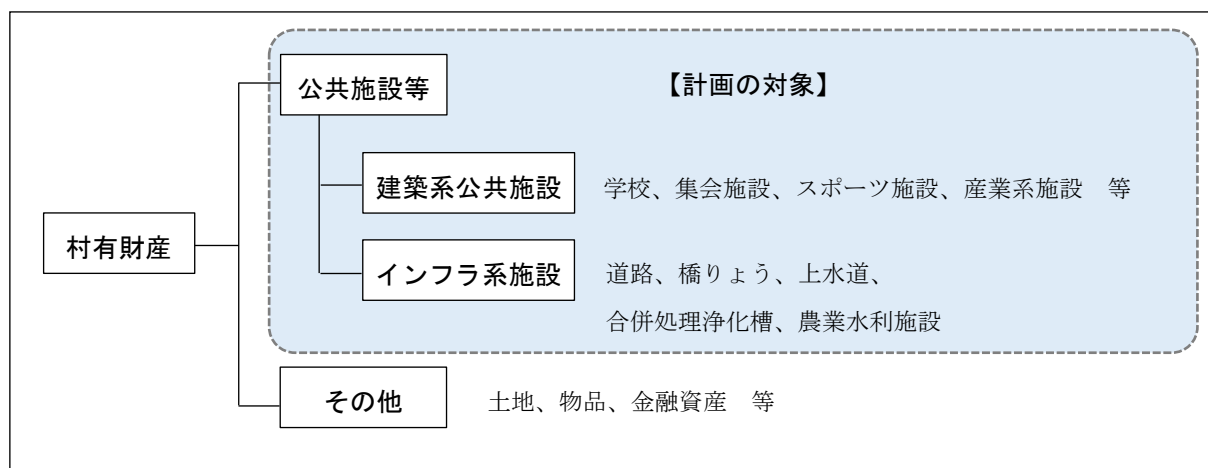
本計画の計画期間は、公共施設等における持続性や耐久性など中長期的な観点が必要であることから、平成 29 年度（2017 年度）から平成 48 年度（2036 年度）までの 20 年間とし、中間年の平成 39 年度（2027 年度）に見直しを行うものとします。

また、村の総合計画や各種計画との整合を図りつつ、財政状況や制度、社会情勢等の変化などに対応して、必要に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとします。

4. 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、本村が保有する公共施設等のうち、建築系公共施設とインフラ系施設（道路・橋りょう・上水道・合併処理浄化槽・農業用水路）とします。

また、建築系公共施設の分類については次ページの表のとおりとしています。



[建築系公共施設の分類]

施設大分類	施設中分類	施設名称例
学校教育系施設	学校	●小学校
		●中学校
	その他教育施設	●給食センター
公営住宅	公営住宅	●公営住宅
村民文化系施設	集会施設	●村民ホール
		●コミュニティセンター
		●青少年の家
	文化施設	●地域交流センター
社会教育系施設	博物館等	●郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	●村民体育館
		●野球場
		●スキー場
	レクリエーション施設・観光施設	●展望台
	保養施設	●ホテル
産業系施設	産業系施設	●農業振興施設
		●畜産業振興施設
子育て支援施設	幼児・児童施設	●保育所・児童館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	●老人福祉センター
医療施設	医療施設	●診療所
行政系施設	庁舎等	●村庁舎
	その他行政施設	●防災センター
公園	公園	●管理棟
		●東屋・倉庫・便所
その他	その他	●消防団詰め所
		●バス待合所
		●公衆便所
上水道施設	上水道施設	●浄水処理場
		●配水場

第2章 東成瀬村の概要

1. 地勢と自然環境

本村は、秋田県の南東端に位置し、南北に長い形状をなしています。

総面積は 203.69 km²でそのうち 93%が山林原野（うち 57%が国有林野）となっています。

栗駒山系の麓に位置する平坦部が少ない地形となっており、概ね冷涼な気候ですが、冬季は積雪が 2 m、多いときでは 3～4 mに達する特別豪雪地帯となっています。

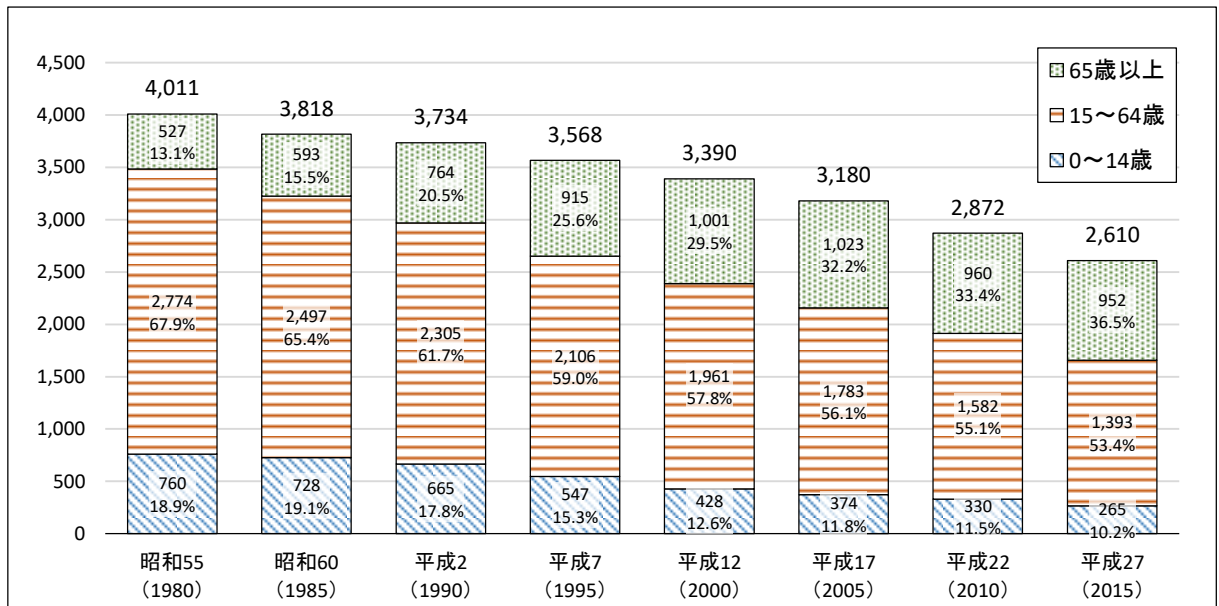
2. 人口の現状と推計

本村の人口は、国勢調査によると昭和 55（1980）年以降減少を続け、平成 22（2010）年には 2,872 人、平成 27（2015）年には 2,610 人となりました。

老年人口（65 歳以上）は、平成 2（1990）年の時点で年少人口（0～14 歳）を上回っており、この時点から既に少子高齢化が進行していることがうかがえます。

人口構成については、老年人口の増加は平成 17（2005）年に既にピークを迎えており、減少に転じていますが、その比率については増加を続けています。また、年少人口と生産年齢人口（15～64 歳）については昭和 55（1980）年以降減少が続いており、その比率も徐々に減少しています。

〔人口の推移〕

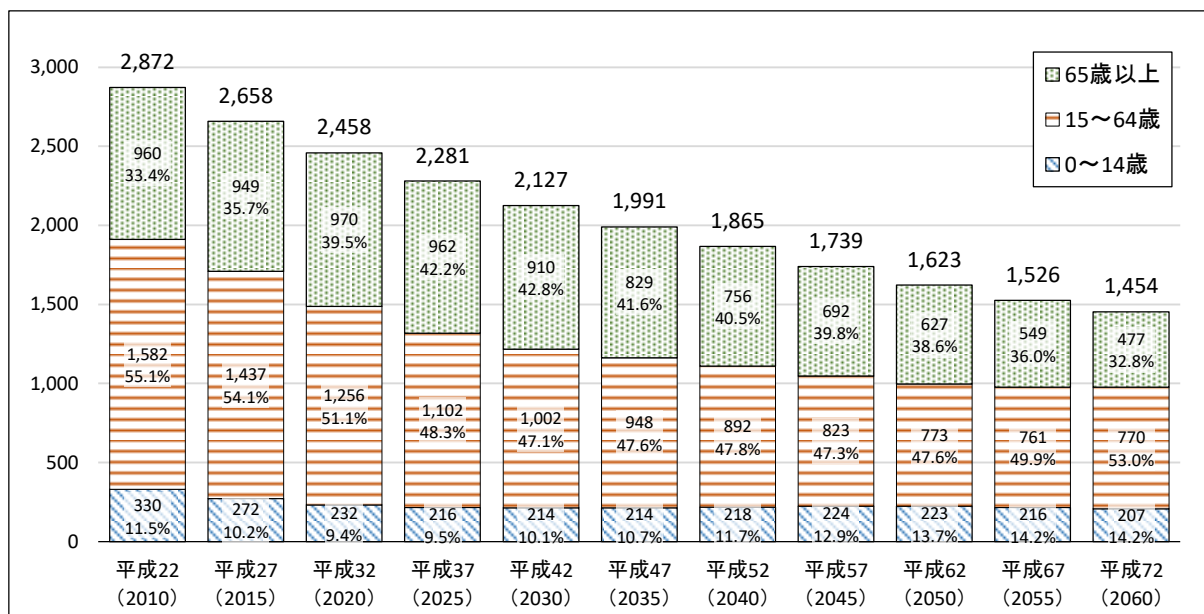


〔資料：国勢調査、東成瀬村人口ビジョン〕

※端数処理のため合計が一致しない場合がある。（以下同）

また、平成 27（2015）年度に定めた「東成瀬村人口ビジョン」による本村の将来人口推計では、出生率及び純移動率の改善に向けた施策効果により、平成 72（2060）年時点での総人口は 1,454 人となる見通しとなっています。これは、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠推計による将来人口推計と比較して、総人口で約 330 人の人口減少の抑制、また、年少人口比率が 5.7%、生産年齢人口比率が 3.5%の増加、老年人口比率が 9.2%の減少となる見通しとなり、少子高齢化の進行を緩和することを目標としています。

[将来人口推計]



「資料：国勢調査、東成瀬村人口ビジョン」

3. 産業と地域の特性

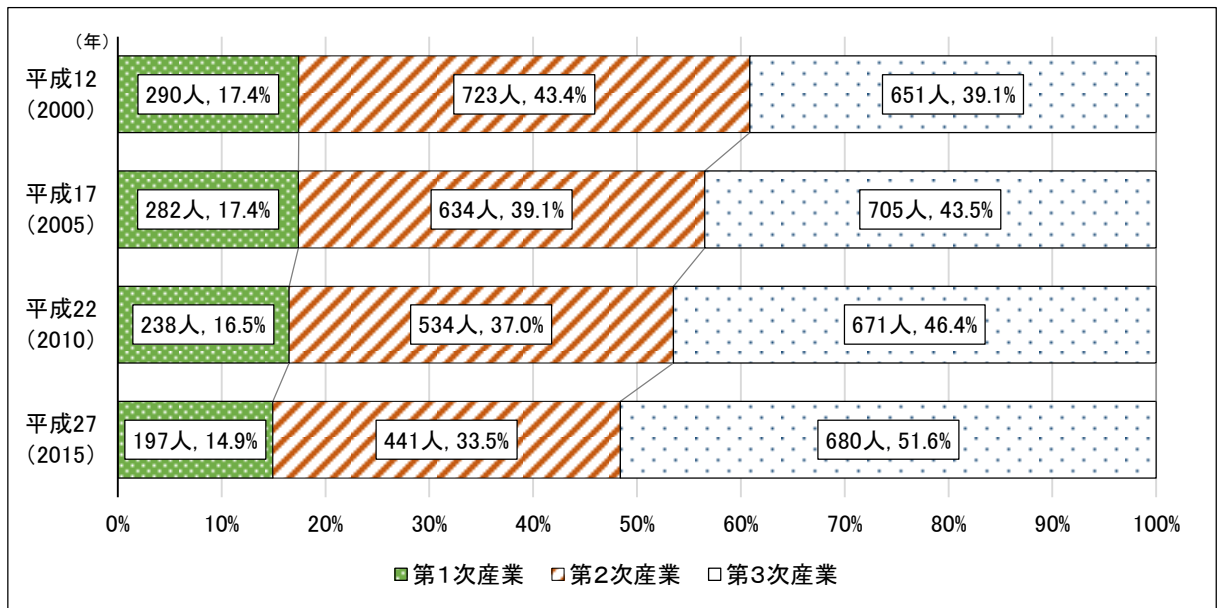
本村の第1次産業は、稲作を中心として、高冷地野菜、果樹、畜産等が主体となっていますが、就業者数は平成12（2000）年の290人から年々減少し、平成27（2015）年では197人となり、93人（32.1%）の減少となっています。また、専業農家数は減少し、兼業農家数の占める割合が高くなってきています。

第2次産業の就業者数についても減少が進んでおり、平成12（2000）年の723人から平成27（2015）年には441人となり、282人（39.0%）の減少となっています

第3次産業では、観光産業の振興により、就業者数は平成22（2010）年で671人となっており、割合としても増加していますが、近年の震災等による観光客数の減少が課題となっています。

また、経済交流についても、車で比較的容易に訪れることができる近隣の横手市、湯沢市などとの結びつきが強くなっています。

[産業別就業者数の推移]



「資料：国勢調査」

4. 財政の現況と課題

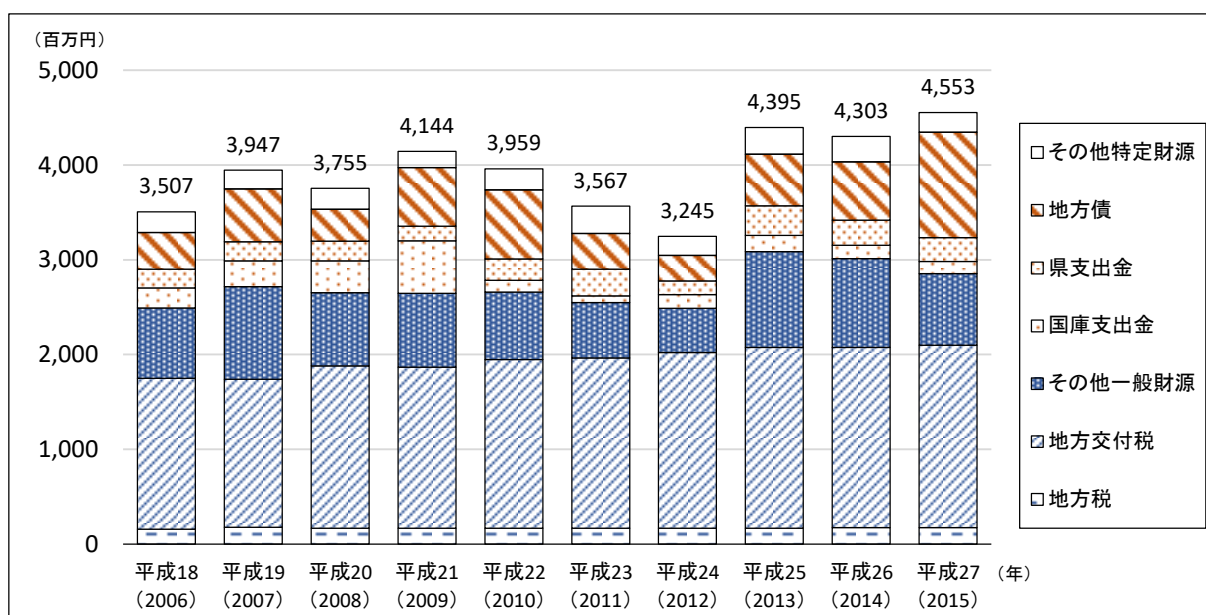
(1) 財政状況

① 歳入

本村の近年の歳入総額は概ね 40 億円前後で推移しています。平成 27 (2015) 年度は例年よりも地方債による収入が多く、歳入総額も約 45 億円と高くなっています。

また、主な自主財源である地方税収入については 1.6 億円前後で推移しており、地方交付税については増加傾向にあります。

[歳入の推移]



(千円)

年度	平成 18 (2006)	平成 19 (2007)	平成 20 (2008)	平成 21 (2009)	平成 22 (2010)	平成 23 (2011)	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
地方税	156,425	176,347	168,115	165,585	165,858	166,618	166,201	166,662	173,177	174,169
地方交付税	1,591,896	1,562,096	1,712,676	1,701,946	1,782,513	1,798,874	1,853,954	1,909,437	1,901,076	1,924,193
其他一般財源	742,590	976,828	770,100	777,663	710,084	582,801	467,438	1,008,761	937,107	755,532
地方債	384,100	558,100	335,900	616,100	726,900	373,900	267,100	546,600	613,800	1,111,500
国庫支出金	210,937	274,467	337,193	553,841	123,731	72,095	144,126	171,458	142,902	127,695
県支出金	200,300	200,413	208,159	156,602	226,598	281,931	145,747	311,388	264,005	252,516
其他特定財源	220,783	198,768	223,114	171,973	223,339	290,371	200,752	281,017	270,844	207,851
歳入合計	3,507,031	3,947,019	3,755,257	4,143,710	3,959,023	3,566,590	3,245,318	4,395,323	4,302,911	4,553,456

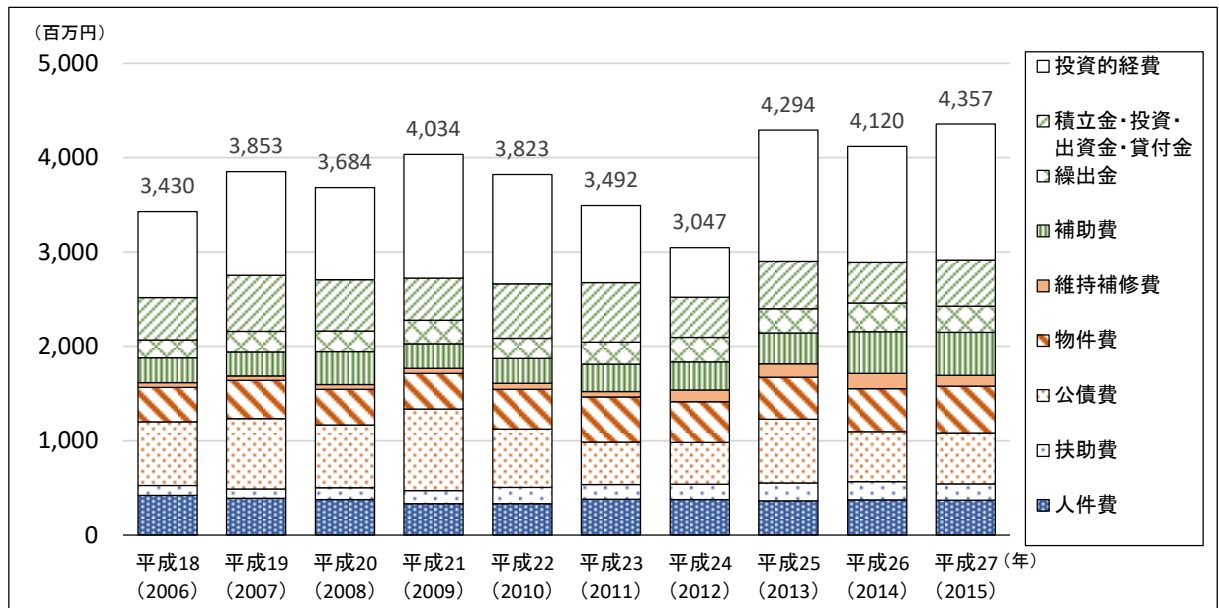
② 歳出

歳出のうち、義務的経費については、人件費は微減傾向にありますが、その他の費目については増加傾向にあります。維持補修費については10年前の平成18(2006)年度から2倍となっています。

特に扶助費は、平成22(2010)年度から大きく増加しており、今後も継続的な負担に加え更なる増加が懸念されます。

投資的経費は年度による差が大きいですが近年では概ね13億円前後で推移しています。また、公債費については減少傾向にあります。

[歳出の推移]



(千円)

年度	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
人件費	420,025	387,957	375,604	332,620	331,318	378,435	376,900	362,875	373,645	369,794
物件費	364,938	406,998	378,020	379,854	420,844	476,910	427,498	447,632	457,648	497,846
維持補修費	50,158	47,220	50,203	56,241	66,701	58,486	126,422	142,731	163,507	115,473
扶助費	104,542	101,561	124,730	137,032	173,235	157,308	162,678	188,868	192,362	171,165
補助費等	264,907	253,625	351,403	257,808	262,951	289,585	299,833	326,204	441,120	454,580
投資的経費	911,325	1,099,769	976,079	1,308,854	1,158,573	814,460	527,638	1,394,839	1,228,964	1,444,606
公債費	675,238	744,691	665,705	863,949	618,425	451,840	444,168	673,712	527,683	540,739
積立金・投資及び出資金・貸付金	452,794	593,872	547,070	448,341	581,636	635,671	424,881	500,718	429,549	488,163
繰出金	186,381	217,438	215,133	249,306	208,984	229,471	257,319	256,105	305,510	274,923
歳出合計	3,430,308	3,853,131	3,683,947	4,034,005	3,822,667	3,492,166	3,047,337	4,293,684	4,119,988	4,357,289

(2) 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、今後、生産年齢人口の減少に伴い個人村民税の減少が予想され、また、法人村民税は企業業績と景気の影響を大きく受けるため予想が難しいのですが、本村の産業構造からはあまり大きな税収増は期待できない状況です。

歳出面では、義務的経費の増加が予想されます。人件費は職員の定員管理等により概ね横ばい傾向ですが、少子高齢化の進行等による扶助費の増加や投資的経費の増加に伴う公債費（起債償還）の増加が見込まれます。

今後も進行していくことが予想される人口減少と少子高齢化は、これからの本村の財政状況に大きな影響を与えていくと考えられるため、慎重な財政運営が求められるとともに、歳入についての増加策をより一層強化していくことが必要になってきます。

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 建築系公共施設の現況

(1) 建築系公共施設の保有状況

本計画が対象とする建築系公共施設の施設数は、137 施設、総床面積は 56,891 m²となり、村民一人当たり*の面積では 21.0 m²となっています。

このまま同量の建築系公共施設を保有し続けた場合、「東成瀬村人口ビジョン」の推計人口に基づく村民一人当たりの床面積は、令和 22 (2040) 年には 30.5 m²、令和 42 (2060) 年には 39.1 m²までになると予想されます。

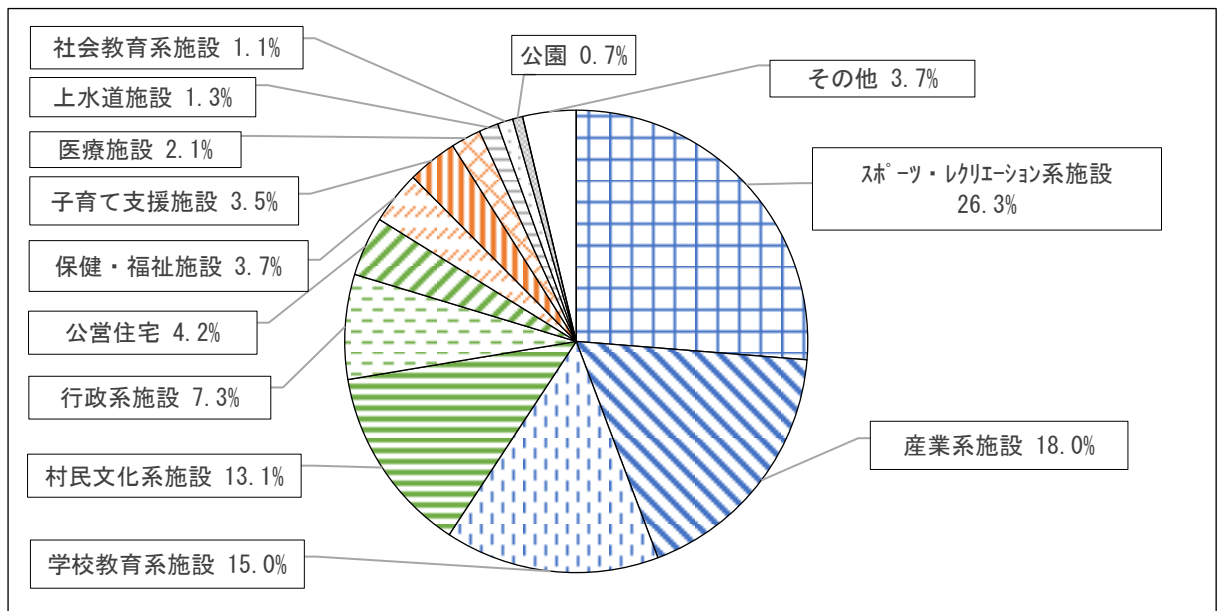
施設分類別の延床面積では、スポーツ・レクリエーション系施設が最も多く、次いで、産業系施設、学校教育系施設となっており、この3つの分類の施設で施設全体の総床面積のうち6割を占めています。

また、移住定住促進事業の一環として、本村への移住・定住を希望される方を受け入れるための定住促進住宅の整備を行ったことで公営住宅の延床面積が大きく増加しました。

※令和 2 (2020) 年国勢調査 2,704 人での比較

建築系公共施設 施設大分類	平成 27 (2015) 年度			令和 2 (2020) 年度		
	施設数	延床面積 (m ²)	割合 (%)	施設数	延床面積 (m ²)	割合 (%)
学校教育系施設	6	8,527	15.3	6	8,527	15.0
公営住宅	6	1,434	2.6	16	2,364	4.2
村民文化系施設	10	7,460	13.4	10	7,460	13.1
社会教育系施設	1	616	1.1	1	616	1.1
スポーツ・レクリエーション系施設	29	14,946	26.8	29	14,946	26.3
産業系施設	18	10,234	18.3	18	10,234	18.0
子育て支援施設	1	1,989	3.6	1	1,989	3.5
保健・福祉施設	2	2,113	3.8	2	2,113	3.7
医療施設	1	1,191	2.1	1	1,191	2.1
行政系施設	4	4,167	7.5	4	4,167	7.3
公園	13	398	0.7	15	398	0.7
上水道施設	6	766	1.4	7	766	1.3
その他	26	1,985	3.6	27	2,121	3.7
合計	123	55,826	100.0	137	56,891	100.0

[施設大分類別延床面積]



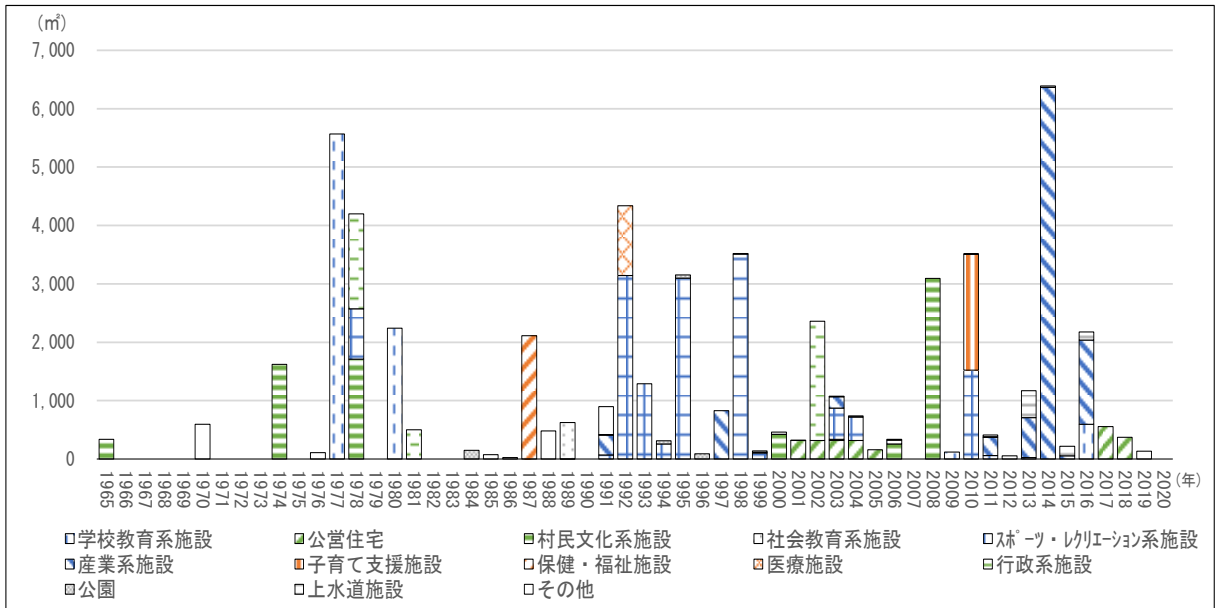
(2) 築年別整備状況

本村の建築系公共施設の築年別整備状況をみると、昭和 52 (1977) 年と平成 26 (2014) 年に大きな整備がされていますが、その他の年、期間では比較的均等に整備が行われています。施設類型別では 1990 年代にはスポーツ・レクリエーション系施設、2010 年以降には産業系施設の整備が特に集中的に行われています。

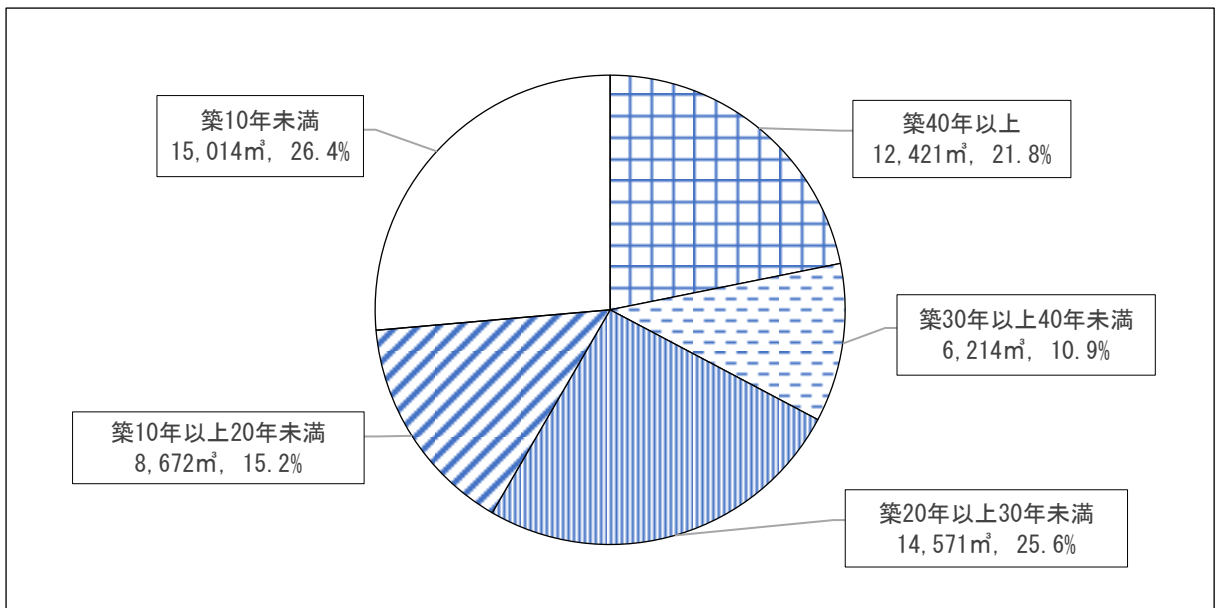
築年数でみると、建築後 40 年を経過している施設量は 21.8% (14 施設、12,421 m²)、30 年以上 40 年未満は 10.9% (12 施設、6,214 m²)、20 年以上 30 年未満は 25.6% (40 施設、14,571 m²) となっており、築 20 年以上の施設量で約 6 割となっています。一方で、築 10 年未満の施設量については 26.4% (46 施設、15,014 m²) となっており、比較的近年に建てられた施設が約 3 割を占めています。

耐震基準については、旧耐震基準 (1980 年以前) に建てられた施設が 13 施設 (14,661 m²、25.8%) となっており、そのうち、9 施設 (12,841 m²、22.6%) が耐震補強済み、4 施設 (1,820 m²、3.2%) が新耐震基準 (1981 年以降) を満たしておらず、耐震補強も行われていないものとなっています。

[築年別整備状況]



[築年別延床面積量]



2. インフラ系施設の現況

(1) インフラ系施設の保有状況

本計画が対象とするインフラ系施設は、道路、橋りょう、上水道、合併処理浄化槽、農業水利施設とし、その保有状況はそれぞれ以下のとおりとなっています。

① 道路

分類	実延長 (単位 : m)	面積 (単位 : ㎡)
幹線一級村道	22,696	154,275
幹線二級村道	16,662	96,995
一般村道	151,454	621,196
(内 農道)	(38,684)	(154,736)
(内 林道)	(28,262)	(113,048)
一般道路合計	190,812	872,466
自転車歩行者道	1,663	4,920

② 橋りょう

分類	実延長 (単位 : m)	面積 (単位 : ㎡)
P C 橋 ^{※1}	—	2,190
R C 橋 ^{※2}	—	734
鋼橋	—	2,737
合計	1,090	5,661

※1プレストレスト・コンクリート橋

※2鉄筋コンクリート橋

③ 上水道

分類	管径	延長 (単位 : m)
導水管	300mm 未満	12,797
送水管	300mm 未満	3,348
配水管	50mm 以下	7,296
	75mm 以下	6,770
	100mm 以下	6,329
	150mm 以下	24,843
合計	—	61,383

④ 合併処理浄化槽

分類	設置数（単位：基）
5人槽	133
7人槽	470
10人槽	42
11人槽以上	31
合計	676

⑤ 農業水利施設

分類	実延長（単位：km）
農業用水路	39
合計	39

(2) 設置年別整備状況

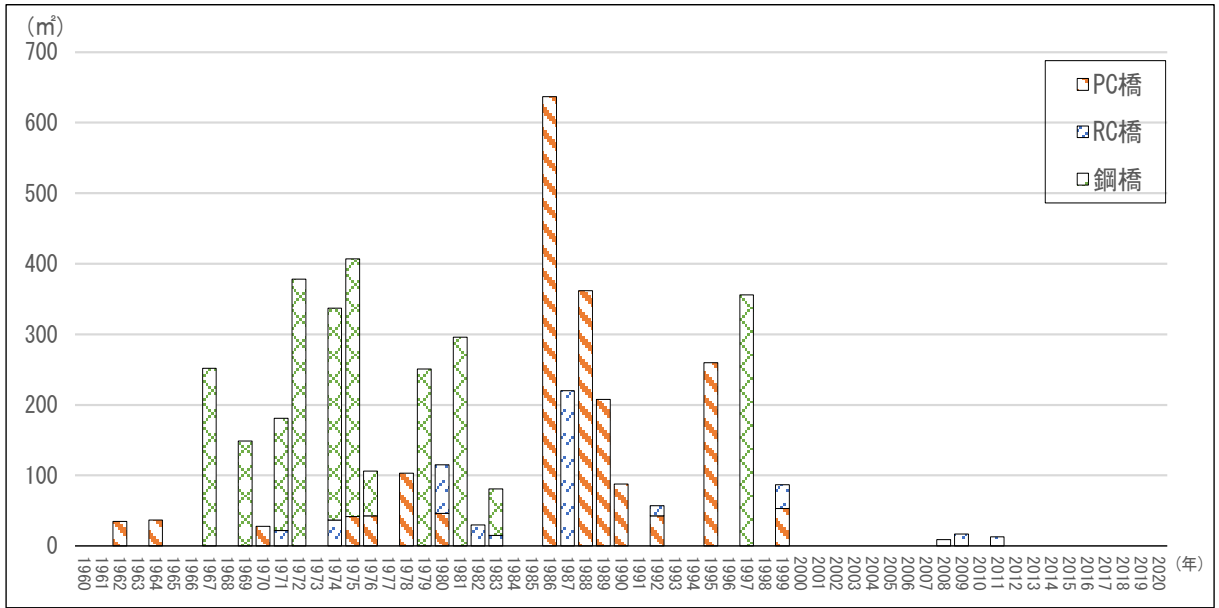
本村のインフラ系公共施設の築年別整備状況をみると、橋りょうは1990年代までに必要な箇所への整備が概ね完了しています。また、1960年代から1970年代には鋼橋を中心に整備され、1980年代以降は徐々に鋼橋からPC橋を中心とした整備へと切り替わってきています。

上水道については、現在、保有している旧簡易水道から全面的な切り替えを行う計画期間内のため、新規敷設が始まった平成20（2008）年以降についての整備状況となっています。また、計画期間内であることから、今後も各管の敷設が進み、延長されることが見込まれています。

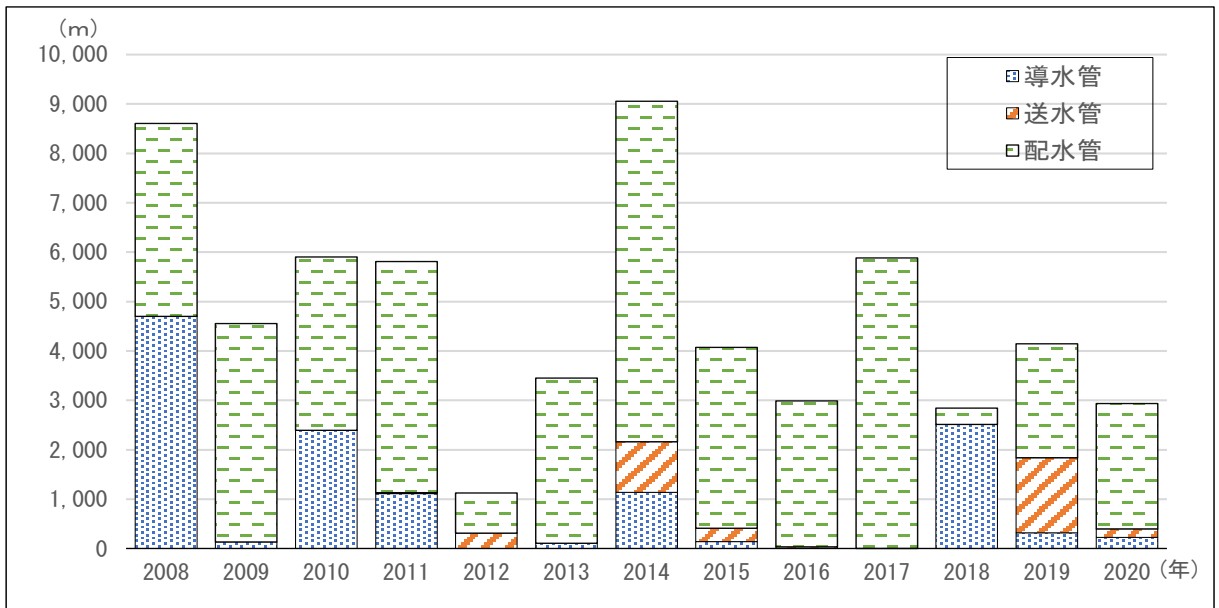
合併処理浄化槽については、平成13（2001）年の敷設開始から概ね10年ほどで敷設がほぼ完了しており、今後の耐用年数と分担金、利用料などから更新サイクルはほぼ確立されています。

農業用水路については、各地区で単独により整備しているため敷設年次が不明となっています。

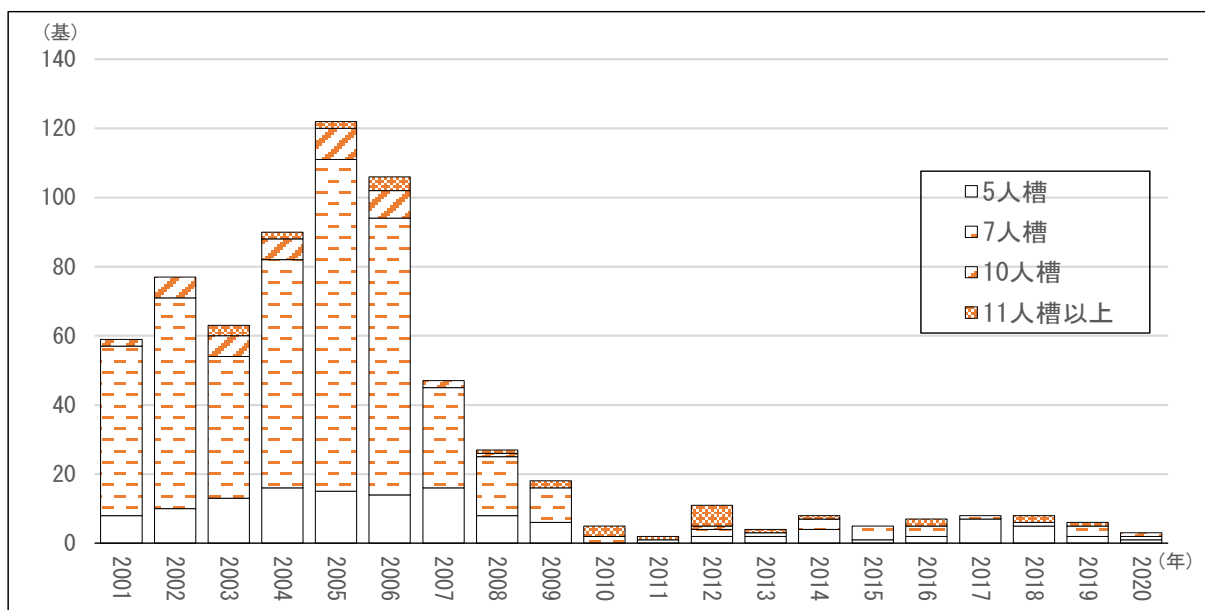
[設置年別整備状況（橋りょう）]



[設置年別整備状況（上水道）]



[設置年別整備状況（合併処理浄化槽）]



3. 公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等の有形固定資産減価償却率は「減価償却累計額÷取得価額」であらわされ、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。

本村の場合、令和2（2020）年度では66.2%となっており、施設分類別では、道路、橋りょう、学校教育系施設で有形固定資産減価償却率が進行しています。

施設大分類	有形固定資産減価償却率（％）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学校教育系施設	71.3	69.1	71.4	73.6	74.4
公営住宅	61.2	65.8	56.4	61.0	65.5
村民文化系施設	34.1	36.5	38.8	41.2	43.3
社会教育系施設	54.0	56.0	58.0	60.0	62.0
スポーツ・レクリエーション系施設	62.1	64.1	66.2	69.0	70.6
産業系施設	17.9	22.6	27.3	31.9	36.6
子育て支援施設	18.1	21.3	24.4	27.5	30.3
保健・福祉施設	56.8	60.0	63.3	66.5	69.8
医療施設	60.8	63.5	66.3	69.0	71.7
行政系施設	45.4	46.0	48.2	50.5	52.8
公園	77.2	70.2	71.6	72.9	70.5
その他	76.5	79.3	82.0	84.7	87.4
道路	86.2	84.9	84.5	86.3	87.4
橋りょう	69.9	71.4	72.9	74.2	75.4
上水道	11.3	12.8	15.0	16.6	16.8
合併処理浄化槽	33.4	36.4	39.1	42.0	45.2
(参考) 村全体	60.6	61.8	63.4	65.5	66.2

4. 公共施設等管理上の課題

これまでみてきた公共施設等の整備状況から、今後は、大規模な改修や更新の時期が継続的に発生すると見込まれます。昨今の厳しい財政的制約の範囲内において、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

また、従来の官庁会計は、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計であるため公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めたすべての生涯費用（ライフサイクルコスト）を把握することが困難な上、供用されている各年に発生している減価償却費などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。

今後は、公共施設を用いた行政サービスの提供に係るすべてのコストを把握するとともに、保有する公共施設の資産状況をきちんと把握した上で、適切な維持管理を行っていく必要があります。

第4章 公共施設等の将来更新費用の算定

1. 将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と前提

将来更新費用（単純更新した場合）の試算については、総務省による更新費用試算ソフトをもとに改修された、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフト（以下、「試算ソフト」という。）に基づき算定しました。その概略は以下のとおりです。

また、合併処理浄化槽の将来更新費用については試算ソフトの考え方をもとに、本村独自で設定、推計します。

（1）基本的な考え方

将来の公共施設等の更新費用を推計するにあたり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因がある中で、地方公共団体の規模にかかわらず簡便に推計でき、将来の財政運営の参考にできることを重視しています。

公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に、現在と同じ量（面積、延長）で更新すると仮定し、「数量×更新単価」にて40年分を試算します。

（2）対象施設について

本村が保有する学校教育施設、文化施設、庁舎等の建築系公共施設と道路、橋りょう、上水道、合併処理浄化槽、農業水利施設のインフラ系施設が費用算定の対象となります。

なお、建替えを想定していない文化財、河川（投資金額が少ないことと主な整備主体が国や県のため）、更新費用を負担しない施設（借り上げ施設等）は更新費用の推計の対象外となります。

（3）前提条件

- ① 現在、本村が保有する公共施設等についてそれぞれ同じ面積、延長、設置数等で更新すると仮定します。
- ② 公共施設等の更新を迎える将来における物価変動率、落札率等は予想が困難であるため考慮しません。

（4）公共施設等の前提と数量単位

種別	前提	数量（単位）
建築系公共施設	30年後に大規模改修	延床面積（㎡）
	60年後に建替え	
道路	15年毎に打替え	舗装面積（㎡）
橋りょう	60年後に架け替え	橋面積（㎡）
上水道（管路）	40年後に更新	管路延長（m）
合併処理浄化槽	30年後に更新	設置筐体数（基）
農業水利施設	20年後に更新	水路延長（m）

(5) 更新単価

① 建築系公共施設

施設大分類	更新単価（単位：万円/㎡）	
	大規模改修	建替え
学校教育系施設	17	33
公営住宅	17	28
村民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公園	17	33
上水道施設	20	36
その他	20	36

② 道路

分類	更新単価（単位：円/㎡）
一般道路 （1級村道、2級村道、その他の村道）	4,700
自転車歩行者道	2,700

③ 橋りょう

分類	更新単価（単位：千円/㎡）
P C 橋、R C 橋、石橋、木橋その他	425
鋼橋	500

④ 上水道

分類	管径	更新単価（単位：千円/m）
導水管	300mm 未満	100
送水管	300mm 未満	100
配水管	50mm 以下	97
	75mm 以下	97
	100mm 以下	97
	125mm 以下	97
	150mm 以下	97

⑤ 合併処理浄化槽

分類	更新単価（千円/基）
5 人槽	939
7 人槽	1,095
10 人槽	1,392
12～18 人槽	4,372
21～23 人槽	5,400
25～28 人槽	5,450
30 人槽	6,414
35 人槽	6,435
40 人槽	6,830
45 人槽	8,230
50 人槽	8,447
105 人槽	21,960
320 人槽	46,282
497 人槽	54,815

⑥ 農業水利施設

分類	更新単価（千円/m）
農業用水路	10

（6）試算ソフトの性質

試算ソフトで建築系公共施設の更新費用を試算する際、取得年度（建築年度）によって、算定パターンが変化します。

- ① 取得年度から 30 年後に大規模改修、60 年後に建替えが発生します。なお、設計、施工などにより複数年度にわたって費用がかかることを考慮し、大規模改修では 2 年間、建替えでは 3 年間で修繕期間として設定しています。

- ② 取得年度から 31 年以上 50 年未満経過しているものについては、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、50 年以上経過しているものについては、建替え時期が近いいため大規模改修は行わずに 60 年経過時の建替えを行うと仮定します。

2. 将来更新費用（単純更新した場合）の試算

（1）過去3年間における公共施設等の維持管理・更新等に係る経費

過去3年間における公共施設等の維持管理・更新等に係る経費は以下のとおりです。

① 建築系公共施設の維持管理・更新等に係る経費の内訳

（単位：千円）

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計
平成30年度	137,478	98,670	86,544	322,692
令和元年度	105,797	158,521	87,481	351,799
令和2年度	125,515	15,596	176,781	317,891
合計	368,790	272,787	350,805	992,382
単年度平均	122,930	90,929	116,935	330,794

② 道路の維持管理・更新等に係る経費の内訳

（単位：千円）

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計
平成30年度	32,385	0	150,479	182,864
令和元年度	27,890	0	57,898	85,789
令和2年度	18,883	0	79,489	98,322
合計	79,108	0	287,867	366,975
単年度平均	26,369	0	95,956	122,325

③ 橋りょうの維持管理・更新等に係る経費の内訳

（単位：千円）

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	190	0	0	190
令和2年度	9,063	0	0	9,063
合計	9,253	0	0	9,253
単年度平均	3,084	0	0	3,084

④ 上水道の維持管理・更新等に係る経費の内訳

(単位：千円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計
平成 30 年度	29,255	0	186,080	215,335
令和元年度	2,249	0	264,162	266,411
令和 2 年度	5,357	0	571,157	576,514
合計	36,861	0	1,021,399	1,058,261
単年度平均	12,287	0	340,466	352,754

⑤ 合併処理浄化槽の維持管理・更新等に係る経費の内訳

(単位：千円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計
平成 30 年度	34,605	0	17,818	52,423
令和元年度	35,673	0	12,698	48,372
令和 2 年度	35,983	0	4,846	40,829
合計	106,262	0	35,361	141,623
単年度平均	35,421	0	11,787	47,208

⑥ 農業水利施設の維持管理・更新等に係る経費の内訳

(単位：千円)

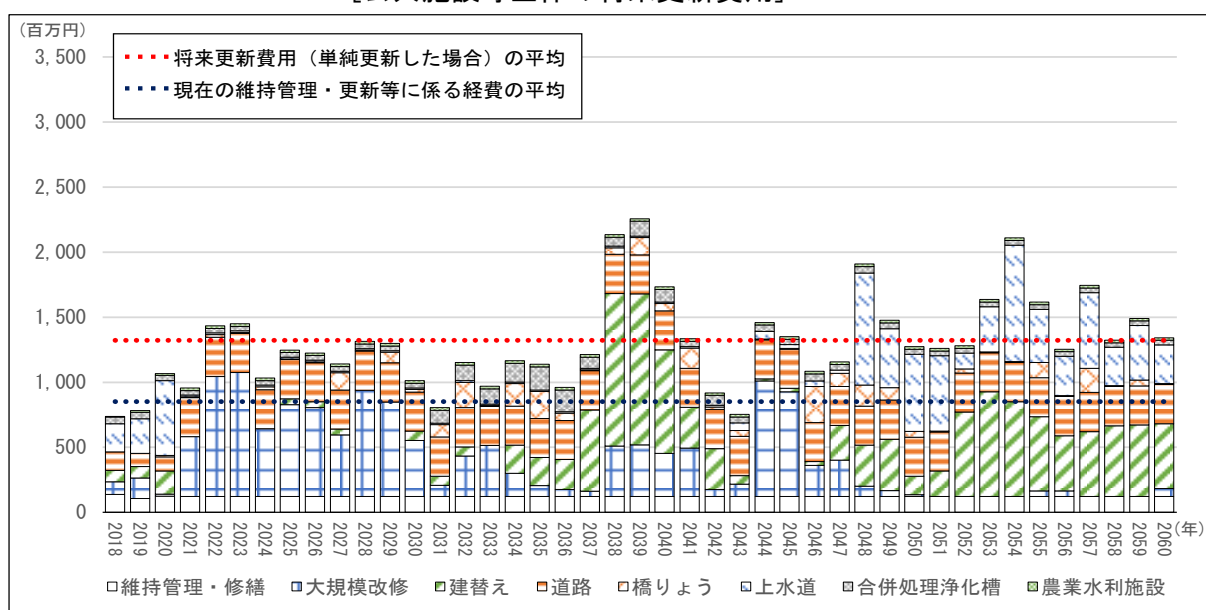
	維持管理・修繕	改修	更新等	合計
平成 30 年度	257	0	3,789	4,045
令和元年度	0	0	14,721	14,721
令和 2 年度	558	0	11,589	12,147
合計	815	0	30,098	30,914
単年度平均	272	0	10,033	10,305

(2) 公共施設等全体の将来更新費用

試算ソフトを使用し、このまま公共施設等（建築系公共施設、道路、橋りょう、上水道、合併処理浄化槽、農業水利施設）をすべて保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約534.2億円、年平均約13.4億円となります。これは、これまでにかけた維持管理・更新等に係る経費の過去3年間平均と比較して約1.54倍となります。なお、上水道に係る施設の更新費用は、建築系公共施設ではなく、上水道の区分で試算されています。

また、維持管理・修繕費は過去3年間の実績に基づき平均の年間費用を算出し、40年間均等に経費がかかるものとしています。

[公共施設等全体の将来更新費用]



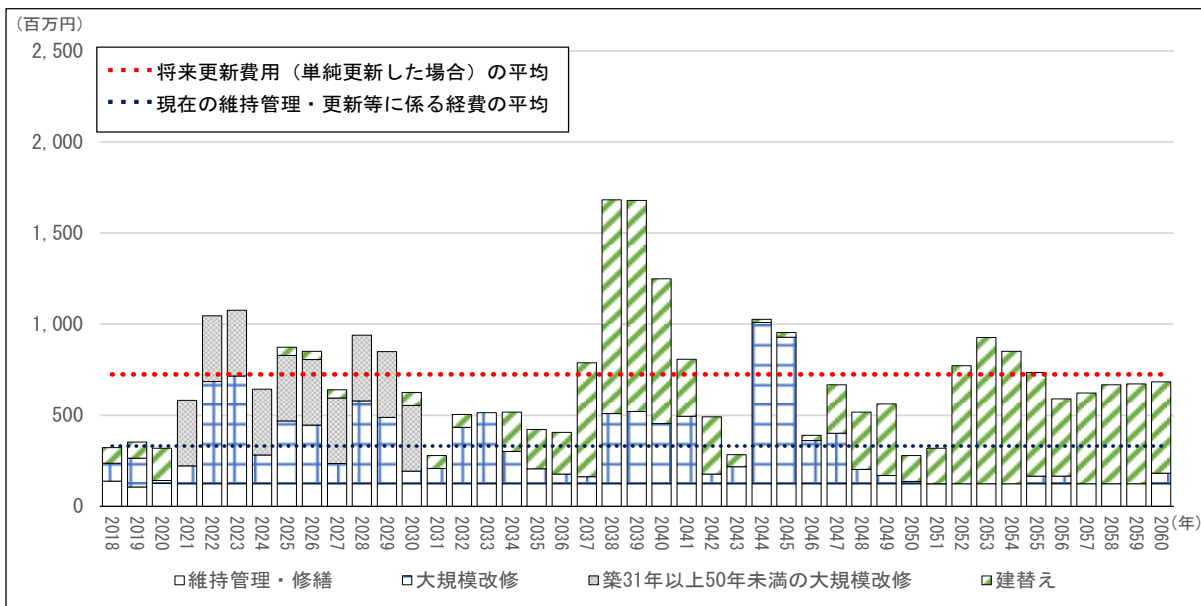
種別	既往実績 (過去3年)	将来更新費用（単純更新した場合）の推計		
	年平均（A） (単位：千円)	40年累計 (単位：千円)	年平均（B） (単位：千円)	倍率（B/A） (単位：倍)
建築系公共施設	330,794	28,972,160	724,304	2.19
維持管理・修繕	122,930	4,917,200	122,930	1.00
大規模改修	90,929	11,951,116	298,778	3.29
更新等	116,935	12,103,845	302,596	2.59
道路	122,325	12,025,054	300,626	2.46
橋りょう	3,084	2,609,295	65,232	21.15
上水道	352,754	6,647,540	166,189	0.47
合併処理浄化槽	47,208	2,377,642	59,441	1.26
農業水利施設	10,305	790,871	19,772	1.92
合計	866,469	53,422,561	1,335,564	1.54

(3) 建築系公共施設の将来更新費用

① 建築系公共施設の更新費用

現況で示した本村が保有する建築系公共施設の延床面積に更新単価を乗じて算定した結果、建築系公共施設の更新費用は40年間で約289.7億円、年平均約7.2億円となります。過去3年間の維持管理・更新等に係る経費の年平均と比較して約2.19倍になります。

[建築系公共施設の将来更新費用]



② 10年間ごとの更新種目別更新費用の内訳

建築系公共施設の更新費用について、更新種目別と10年間ごとの期間で見ると、以下のとおりとなります。(該当施設数については、取得年度により2つの更新種目の対象となる場合があるため、現況の施設総数とは合致しません。)

(単位：千円)

	該当施設数	令和3(2021)年～ 令和12(2030)年	令和13(2031)年～ 令和22(2040)年	令和23(2041)年～ 令和32(2050)年	令和33(2051)年～ 令和42(2060)年	合計
維持管理・ 修繕	-	1,229,300	1,299,300	1,299,300	1,299,300	4,917,200
大規模改修	102	3,082,504	2,254,248	2,865,278	143,404	8,345,434
築31年以上 50年未満の 大規模改修	26	3,605,682	0	0	0	3,605,682
建替え	70	205,443	4,556,974	1,880,339	5,461,089	12,103,845
合計	-	8,122,929	8,040,523	5,974,916	6,833,792	28,972,160

③ 施設分類別／更新種目別更新費用の内訳

建築系公共施設の更新費用について、施設分類別、更新種目別ごとにみると、以下のとおりとなります。今後40年間でかかる更新費用の大きい順では、スポーツ・レクリエーション系施設が約89.8億円、学校教育系施設が約45.8億円、産業系施設が約40.9億円、村民文化系施設が約37.6億円となっています。

(単位：千円)

施設分類	合計	更新種目			
		維持管理・修繕	大規模改修	築31年以上50年未満の大規模改修	建替え
学校教育系施設	4,575,142	546,499	120,928	1,328,623	2,579,092
公営住宅	511,842	110,017	401,826	0	0
村民文化系施設	3,755,995	368,342	1,032,478	832,545	1,522,631
社会教育系施設	409,782	9,447	0	153,975	246,360
スポーツ・レクリエーション系施設	8,981,066	1,563,220	2,816,514	172,600	4,428,732
産業系施設	4,092,826	1,064,606	2,558,460	0	469,760
子育て支援施設	831,386	493,280	338,106	0	0
保健・福祉施設	1,186,419	3,139	0	422,600	760,680
医療施設	894,270	119,827	297,863	0	476,580
行政系施設	2,458,810	567,465	510,875	530,950	849,520
公園	247,844	56,483	42,709	25,247	123,406
その他	1,026,778	14,875	225,676	139,142	647,084
合計	28,972,160	4,917,200	8,345,434	3,605,682	12,103,845

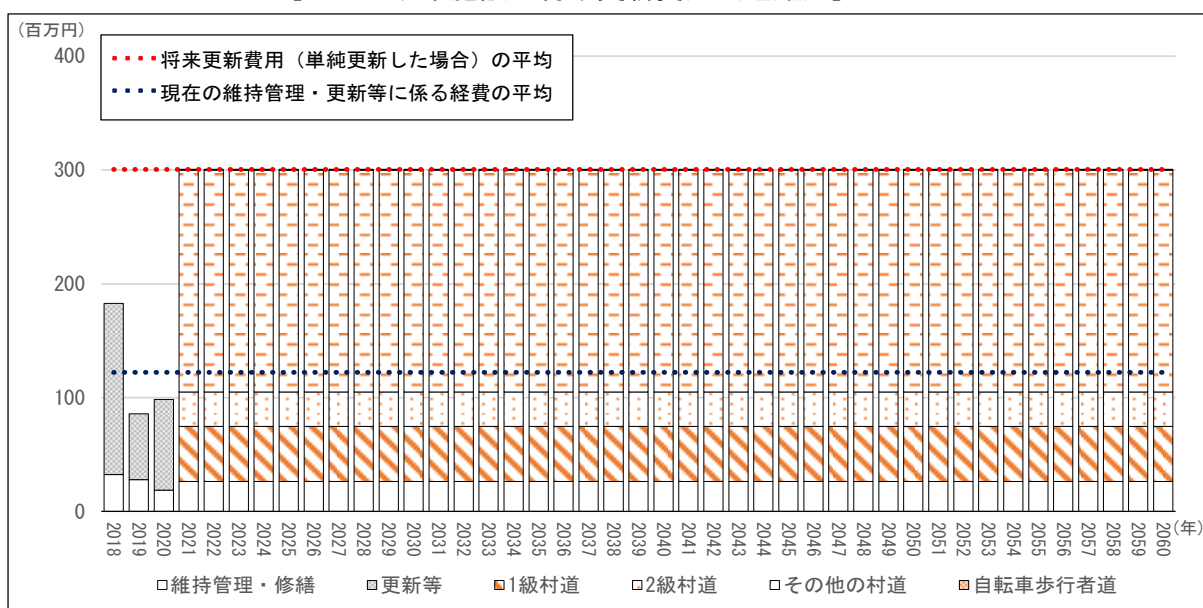
(4) インフラ施設の将来更新費用

① 道路

現況で示した道路の面積に更新単価を乗じて算定した結果、道路の更新費用は40年間で約120.3億円、年平均約3.0億円となります。過去3年間の維持管理・更新等に係る経費の年平均と比較して約2.46倍になります。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に更新箇所を把握することは困難です。そのため、道路の総面積を舗装部分の耐用年数で除したものを1年間の舗装箇所の更新料と仮定しています。

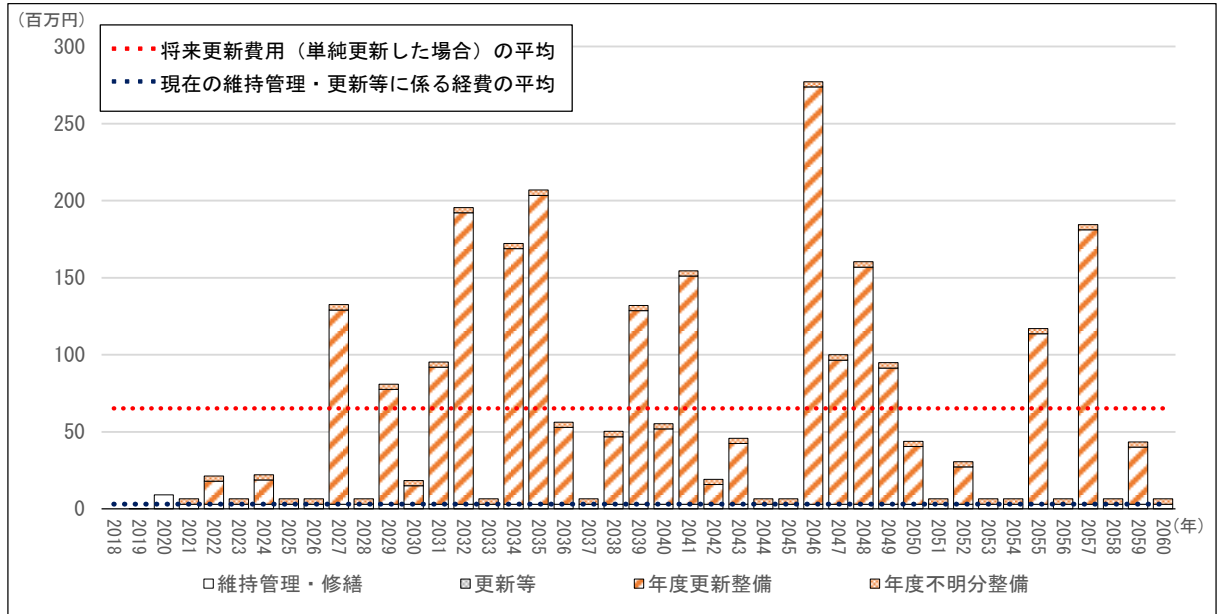
[インフラ施設の将来更新費用（道路）]



② 橋りょう

現況で示した橋りょうの面積に更新単価を乗じて算定した結果、橋りょうの更新費用は40年間で約26.1億円、年平均約0.7億円となります。過去3年間の維持管理・更新等に係る経費の年平均と比較して約21.15倍になります。

【インフラ系施設の将来更新費用（橋りょう）】



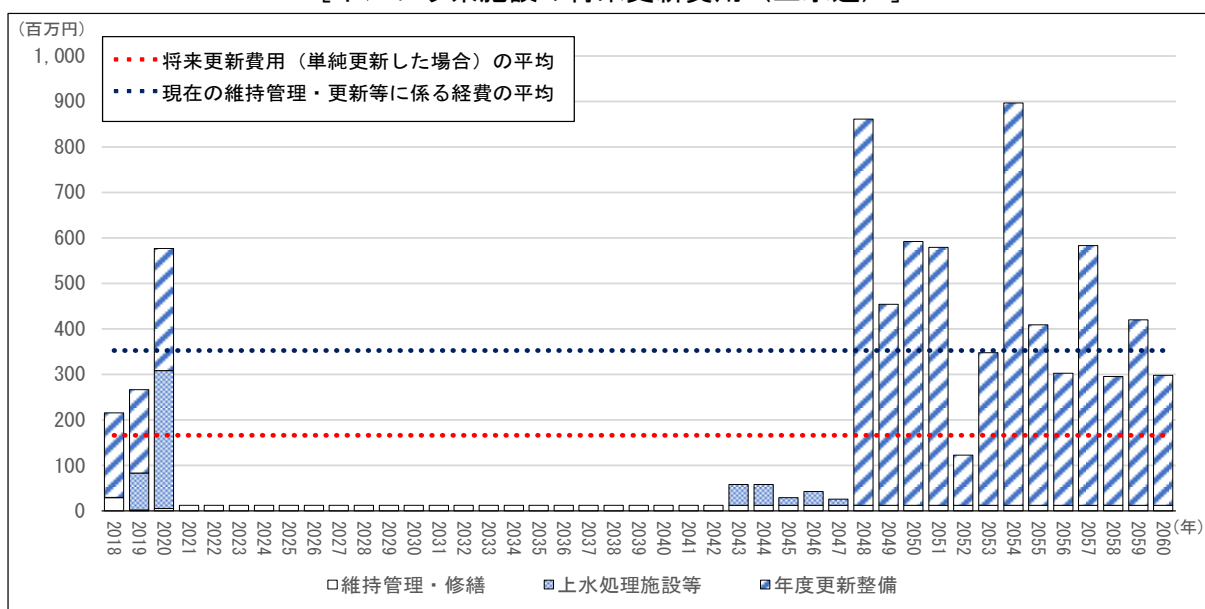
③ 上水道

現況で示した上水道の管の延長と上水道施設に更新単価を乗じて算定した結果、上水道の更新費用は40年間で約66.5億円、年平均約1.7億円となります。過去3年間の維持管理・更新等に係る経費の年平均と比較して約0.47倍になります。

上水道については、旧簡易水道からの切り替えの最中であり、旧簡易水道については今後順次廃止していくため、2008年以降に新規整備された上水道施設及び上水道管のみについての更新を対象としています。また、そのため、現在要している経費と更新費用の比較についても、他の公共施設等とは状況が大きく異なることとなっています。

上水道管の更新が発生する2048年から2060年の13年間で見た場合、更新費用の年平均は約4.7億円となり、過去3年間の維持管理・更新等に係る経費と比較して約1.34倍となります。

【インフラ系施設の将来更新費用（上水道）】



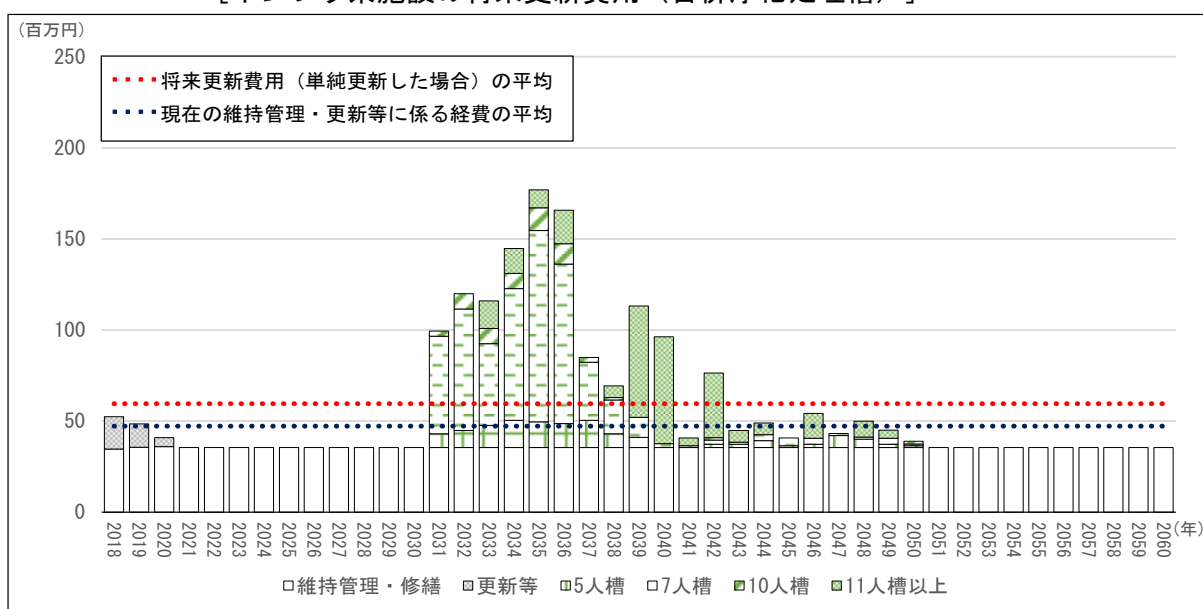
④ 合併処理浄化槽

現況で示した合併処理浄化槽の設置数に更新単価を乗じて算定した結果、合併処理浄化槽の更新費用は40年間で約23.8億円、年平均約0.6億円となります。過去3年間の維持管理・更新等に係る経費の年平均と比較して約1.26倍になります。

合併処理浄化槽については、平成13(2001)年の整備開始から19年が経過し、新規整備については少なくなりつつあります。耐用年数として設定されている設置から30年を迎える2030年代に大きな更新費用の発生が見込まれます。

また、合併処理浄化槽の更新が発生する令和13(2031)年から令和32(2050)年の20年間で見た場合、更新費用の年平均は約0.8億円となり、過去3年間の維持管理・更新等に係る経費と比較して約1.77倍となります。

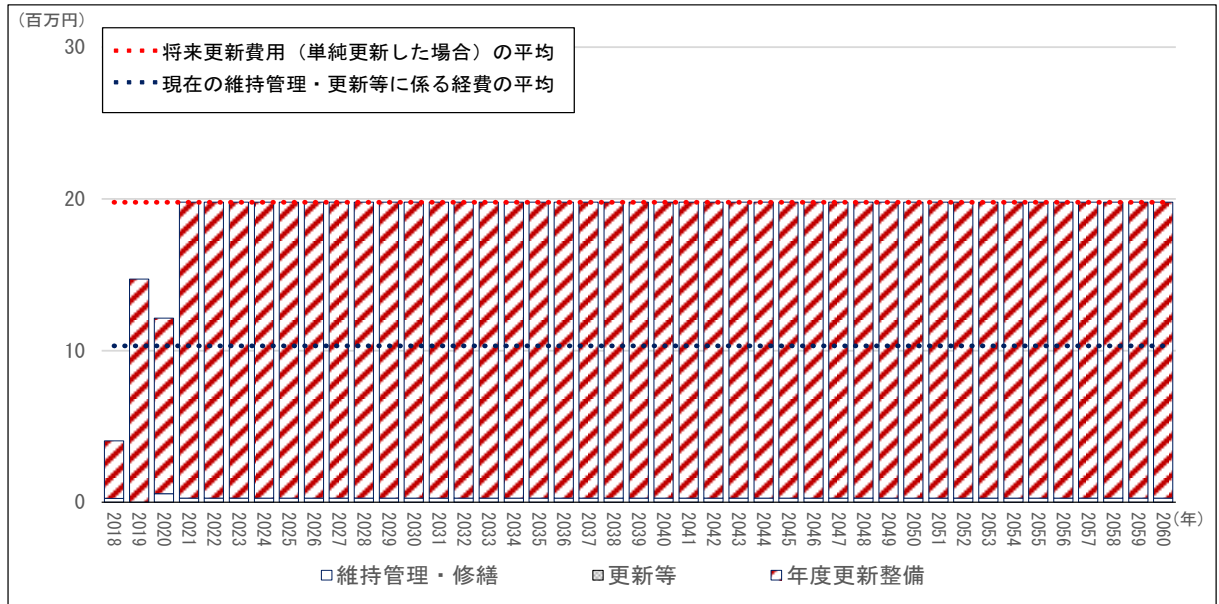
[インフラ系施設の将来更新費用(合併浄化処理槽)]



⑤ 農業水利施設

現況で示した農業水利施設の水路延長に更新単価を乗じて算定した結果、農業水利施設の更新費用は40年間で約7.9億円、年平均約0.2億円となります。過去3年間の維持管理・更新等に係る経費の年平均と比較して約1.92倍になります。

[インフラ系施設の将来更新費用（農業水利施設）]



3. 将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合）の算定方法と前提

将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合）の試算については、「1.将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と前提」をベースとしつつ、個別施設計画における事業費見込みや地方公会計制度により整備された固定資産台帳データ等を活用して算定しました。将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と異なるものの概略は以下のとおりです。

（1）前提条件

- ① 現在、本村が保有する公共施設等についてそれぞれ同じ面積、延長、設置数等で更新すると仮定します。ただし、本村の個別施設計画にて修繕費用が著しく高額となった場合に解体を検討しているものや将来的に譲渡・売却を検討している公共施設等については更新しないものとします。
- ② 公共施設等の更新を迎える将来における物価変動率、落札率等は予想が困難であるため考慮しません。

（2）公共施設等の前提

① 建築系公共施設

本村が保有する建築系公共施設のうち約半数が木造であることから、より実態に即した更新費用の算出のため、建築系公共施設についてRC造・鉄骨造と木造・ブロック造に区別し、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考に目標使用年数（建替え時期）を下記のように設定します。

構造	RC造・鉄骨造	木造・ブロック造
目標使用年数	80年	40年

改修時期は、上記目標使用年数まで使用するため、築20年経過後に原状回復のための中規模修繕を行い、目標使用年数の中間期に大規模改修を実施、その後改築までの期間に再度原状回復のための中規模修繕を行うと仮定します。なお、令和2年度までに中規模修繕及び大規模改修時期を迎えているものは既に行ったものとします。

構造	築20年目	築40年目	築60年目
RC造・鉄骨造	中規模修繕	大規模改修	中規模修繕
木造・ブロック造	大規模改修		

② 道路

インフラ系公共施設維持管理個別施設計画（道路編）における診断結果に基づく計画な修繕を行う場合の対策費用（～2027年度迄）を用います。2028年度以降及び自転車歩行者道は「1. 将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と前提」と同様とします。

③ 橋りょう

東成瀬村橋梁長寿命化修繕計画における長寿命化修繕計画の実施による予防保全型の事業費見込みを用います。

④ 上水道（管路）

個別施設計画が策定されていないので、「1. 将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と前提」と同様とします。

⑤ 合併処理浄化槽

個別施設計画が策定されていないので、「1. 将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と前提」と同様とします。

⑥ 農業水利施設

個別施設計画が策定されていないので、「1. 将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と前提」と同様とします。

(3) 更新費用

① 建築系公共施設

建替え費用は地方公会計制度により整備された固定資産台帳における取得価額を用います。ただし、固定資産台帳における取得価額は昭和 60 年度以降取得のものは実際の取得価額ですが、昭和 59 年度以前のものには再調達原価となっているため、昭和 60 年度以降取得のものは地方公会計の固定資産台帳における取得価額、昭和 59 年度以前取得のものは試算ソフトの単価を用います。

改修費用は中規模修繕を建替え費用の 3 割、大規模改修を建替え費用の 6 割とします。

施設大分類	改修費用		建替え費用	
	中規模修繕	大規模改修	昭和 59 年度以前 (単位：万円/㎡)	昭和 60 年度以降
学校教育系施設	建替え費用の 3 割	建替え費用の 6 割	33	固定資産台帳 の取得価額
公営住宅			28	
村民文化系施設			40	
社会教育系施設			40	
スポーツ・レクリエーション系施設			36	
産業系施設			40	
子育て支援施設			33	
保健・福祉施設			36	
医療施設			40	
行政系施設			40	
公園			33	
上水道施設			36	
その他			36	

② インフラ系施設

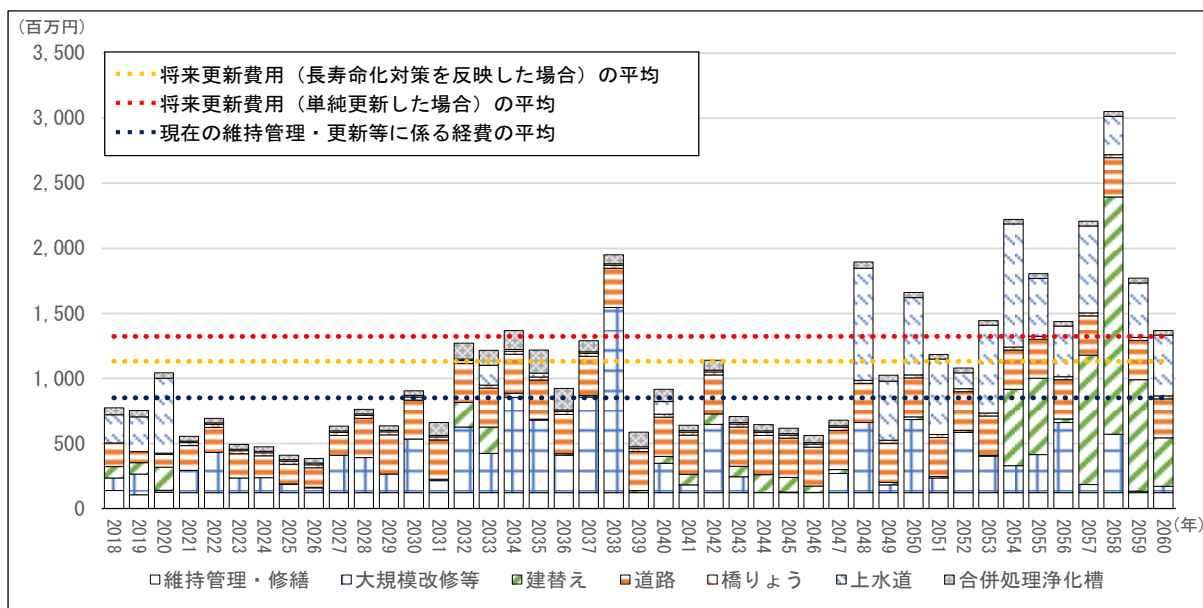
個別施設計画が策定されているものを除き、「1. 将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と前提」の更新単価と同様とします。

4. 将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合）の試算

（1）公共施設等全体の将来更新費用

長寿命化対策を実施した場合の公共施設等（建築系公共施設、道路、橋りょう、上水道、合併処理浄化槽、農業水利施設）の必要コストを試算したところ、40年間で約452.8億円、年平均約11.3億円となります。単純更新した場合と比較して40年間で約81.4億円の削減となります。

[公共施設等全体の将来更新費用]



(単位：千円)

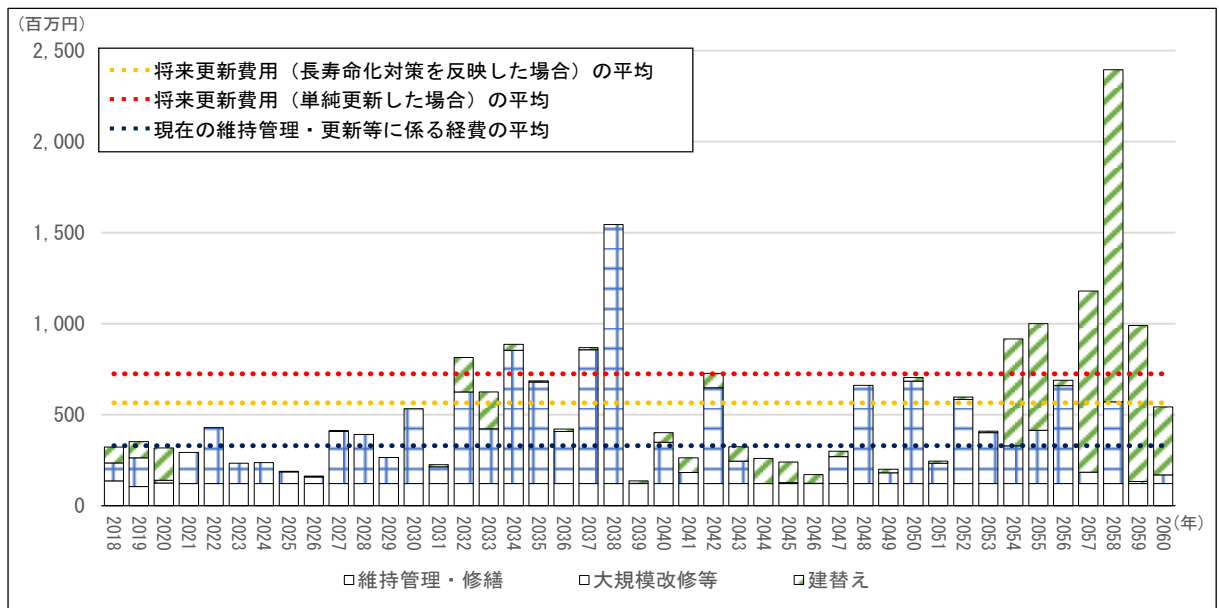
種別	既往実績 (過去3年)	単純更新した 場合の推計		長寿命化対策を実施した 場合の推計		対策の 効果
	年平均	40年累計 (A)	年平均	40年累計 (B)	年平均	(B-A)
建築系公共施設	330,794	28,972,160	724,304	22,588,988	564,725	△6,383,172
維持管理等	122,930	4,917,200	122,930	4,917,200	122,930	0
大規模改修等	90,929	11,951,116	298,778	11,236,313	280,908	△714,803
更新等	116,935	12,103,845	302,596	6,435,475	160,887	△5,668,369
道路	122,325	12,025,054	300,626	11,112,376	277,809	△912,678
橋りょう	3,084	2,609,295	65,232	923,378	23,084	△1,685,917
上水道	352,754	6,647,540	166,189	7,487,224	187,181	839,684
合併処理浄化槽	47,208	2,377,642	59,441	2,377,642	59,441	0
農業水利施設	10,305	790,871	19,772	790,871	19,772	0
合計	866,469	53,422,561	1,335,564	45,280,479	1,132,012	△8,142,082

(2) 建築系公共施設の将来更新費用

① 建築系公共施設の更新費用

長寿命化対策を実施した場合の建築系公共施設の更新費用は40年間で約225.9億円、年平均約5.6億円となります。単純更新した場合と比較すると40年間で約63.8億円の削減となります。

[建設系公共施設の将来更新費用]



② 10年ごとの更新種目別更新費用の内訳

建築系公共施設の更新費用について、更新種目別と10年間ごとの期間で見ると、以下のとおりとなります。(該当施設数については、取得年度により2つの更新種目の対象となる場合があるため、現況の施設総数とは合致しません。)

(単位：千円)

	該当施設数	令和3(2021)年～ 令和12(2030)年	令和13(2031)年～ 令和22(2040)年	令和23(2041)年～ 令和32(2050)年	令和33(2051)年～ 令和42(2060)年	合計
維持管理・ 修繕	—	1,229,300	1,229,300	1,229,300	1,229,300	4,917,200
大規模改修等	123	1,911,000	4,850,811	2,018,635	2,455,867	11,236,313
建替え	84	7,200	534,549	607,524	5,286,203	6,435,475
合計	—	3,147,500	6,614,660	3,855,459	8,971,369	22,588,988

③ 施設分類別／更新種目別更新費用の内訳

建築系公共施設の更新費用について、施設分類別、更新種目別ごとにみると、以下のとおりとなります。今後40年間でかかる更新費用の大きい順では、スポーツ・レクリエーション系施設が約67.1億円、学校教育系施設が約38.4億円、村民文化系施設が約31.5億円、産業系施設が約31.2億円となっています。

(単位：千円)

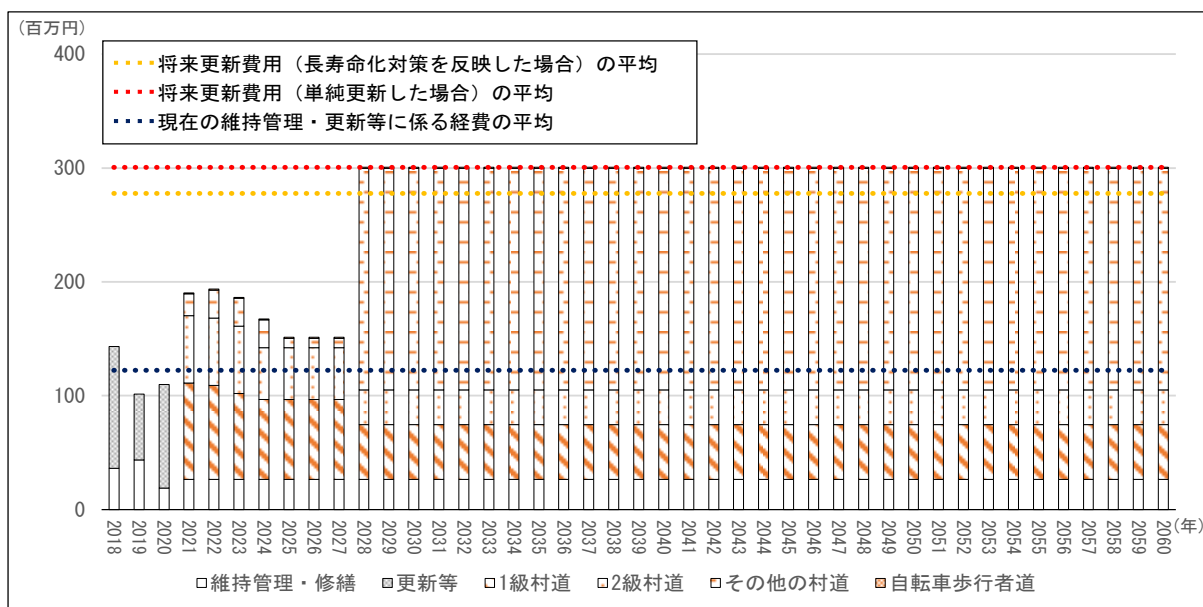
施設分類	単純更新した場合の推計	長寿命化対策を実施した場合の推計			対策の効果	
	合計 (A)	合計 (B)	更新種目			
			維持管理 ・修繕	大規模改修等	建替え	(B-A)
学校教育系施設	4,575,142	3,842,608	546,499	1,050,691	2,245,418	△732,535
公営住宅	511,842	905,733	110,017	298,620	497,096	393,891
村民文化系施設	3,755,995	3,148,765	368,342	1,322,524	1,457,898	△607,231
社会教育系施設	409,782	187,442	9,447	177,995	0	△222,340
スポーツ・レクリエーション系施設	8,981,065	6,708,705	1,563,219	4,240,198	905,288	△2,272,361
産業系施設	4,092,826	3,120,809	1,064,606	1,508,852	547,352	△972,016
子育て支援施設	831,386	958,673	493,280	465,393	0	127,287
保健・福祉施設	1,186,419	437,360	3,139	434,221	0	△749,059
医療施設	894,270	412,924	119,827	293,097	0	△481,346
行政系施設	2,458,810	2,378,429	567,465	1,161,844	649,120	△80,382
公園	247,844	154,578	56,483	51,446	46,649	△93,266
その他	1,026,778	332,963	14,875	231,433	86,655	△693,815
合計	28,972,160	22,588,988	4,917,200	11,236,313	6,435,475	△6,383,172

(3) インフラ施設の将来更新費用

① 道路

長寿命化対策を実施した場合の道路の更新費用は40年間で約111.1億円、年平均約2.8億円となります。単純更新した場合と比較して40年間で約9.1億円の削減となります。

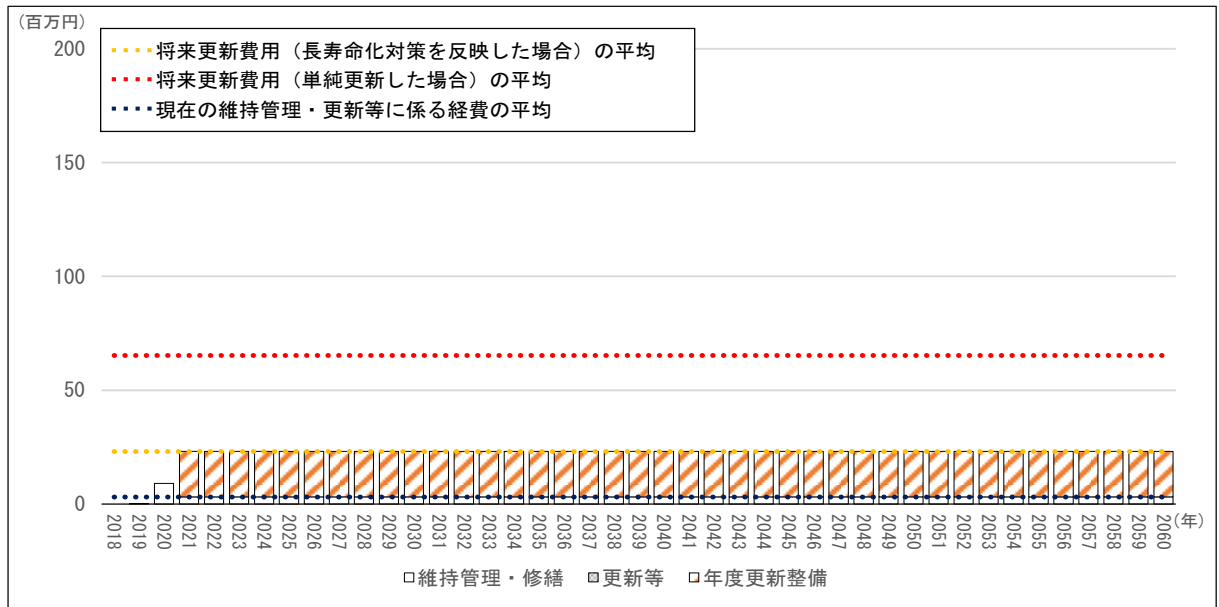
[インフラ施設の将来更新費用（道路）]



② 橋りょう

長寿命化対策を実施した場合の橋りょうの更新費用は40年間で約9.2億円、年平均約0.2億円となります。単純更新した場合と比較して40年間で約16.9億円の削減となります。

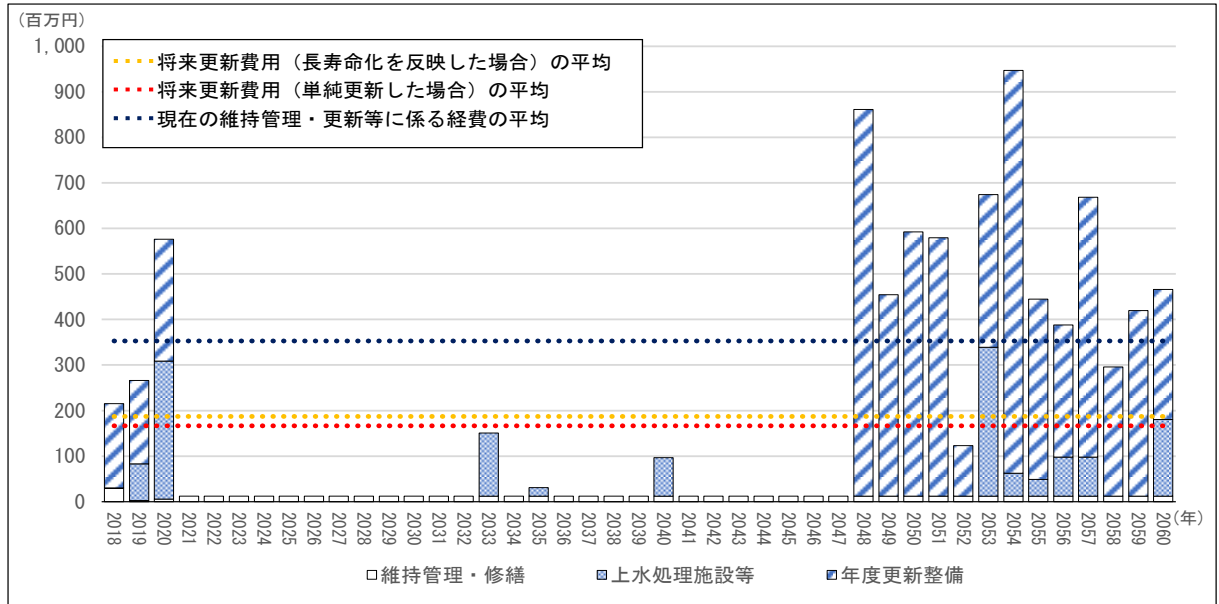
【インフラ系施設の将来更新費用（橋りょう）】



③ 上水道

長寿命化対策を実施した場合の上水道の更新費用は40年間で約74.9億円、年平均約1.9億円となります。単純更新した場合と比較して40年間で約8.4億円の増加となります。これは、上水処理施設の更新費用が増加したことによるものです。

【インフラ施設の将来更新費用（上水道）】



④ 合併処理浄化槽、農業水利施設

個別施設計画が策定されていないので、単純更新した場合と同様となります。

第5章 公共施設等全体の管理に関する考え方

1. 総合管理計画の基本的方針

公共施設等の現状と課題、各施設の更新費用等の試算結果を踏まえ、施設の定期的な点検や予防保全により長寿命化を図ります。

また、施設の適正配置や管理運営の効率化など公共サービスの適正化や施設の複合化・多機能化によるトータルコストの縮減を図ります。

今後、厳しさが増すと考えられる財政状況に対応すべく、それぞれ施設の更新については「戦略的な施設経営」を目標として計画的・効率的な運営に努め、人口減少や少子高齢化など人口構造の変化に対応した住民サービスの維持・向上を図ります。

また、PPP/PFI*などの公民連携の手法と民間の資金やノウハウを取り入れながら、人口減少や少子高齢化、防災への対応など社会経済情勢の変化に対応する住民サービスのあり方について検討を進めるとともに、将来更新費用の縮減等による財政負担の軽減と住民サービスの維持・向上に努めます。

*PPP (Public Private Partnership : 公民連携による公共サービスの提供)
/PFI (Private Finance Initiative : 民間主導による公共サービスの提供)

2. 公共施設等の整備・管理に関する考え方

① 新規整備の中止

- 既存施設の長寿命化のための維持管理を適切に行い、既存施設の有効活用を図り、新規施設整備は原則として見合わせることにします。
- 施設の新設が必要な場合は、中長期的な検討を十分に行い、費用対効果を考慮した上で、厳選して整備します。

② 施設の複合化・多機能化

- 施設の建替えによる更新の際には、元となる施設の機能を維持しながら、複合化・多機能化に配慮する更新を行い、施設機能の集約化を図っていきます。
- また、複合施設においては、管理運営の一元化・効率化についても検討していきます。

③ 施設保有量の適正化

- 用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能については、施設機能の統合や整理について検討し、施設総量の縮減を図っていきます。
- また、稼働率・利用率の低い施設については運営改善を徹底し、それでも稼働率・利用率が低い場合は、施設が位置している地域の実情を考慮した上で、統合・整理を検討します。

④ 改修・更新コスト、管理運営コストの縮減

- PPP／PFIなど民間活力を活用し、施設の機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減します。

⑤ ライフサイクルコストの縮減

- 各施設については定期的な点検・予防保全の実施により、老朽化している施設・設備の早期発見と修繕に努め、計画的、効率的な改修・更新を進め、ライフサイクルコストを縮減します。
- また、道路・橋りょう等のインフラ系施設についても、安全性を確保した長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。

3. 整備・管理等の実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

① 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

建物・設備の日常点検項目（参考）

建 築 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重、架渉線荷重等）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗幕膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が50KW以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検・検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		①ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置及びポンプ設備は、常時作動させておく。

「資料：「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）より引用」

②施設の診断

ア 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本村で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。
- 耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

イ 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本村に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用率	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

「資料：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)」

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 維持管理・修繕

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

- 清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- 廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- 維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減します。

② 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検	

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となり、具体的な計画となる個別施設計画や長寿命化計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模（広さ・高さ）、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行って更新の理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、村の関連計画との整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

（3）安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と、公共施設が保有する資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限に留め、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上げが挙げられます。

施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無
	保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・昭和56（1981）年6月以前
			耐震診断	・ I_s 値 >0.6 / $0.6 > I_s$ 値 >0.3 / $0.3 > I_s$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
	免震、制震	・有・無		
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
			PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA対策	・木造土台のCCA・有無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
障害防止性			・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			
経過年数	・経過年数の%			
耐用性	耐久性	経過年数	・経過年数の%	
		耐用年数（償却）	・法的耐用年数	
	耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差	
		外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差	
		付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差	
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
柱、梁、壁、床など			・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況	

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

「資料：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)」

- 本村では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。
- 危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。（ただし、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。）
- 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

本村では、既存建築物についての耐震化は概ね完了しています。

今後は、施設の老朽化や耐震基準の改正など、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施し、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応していきます。その際において、構造部分の耐震性のほか、非構造部分（建物の強度に影響のない壁や天井）の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した十分な検討に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

① 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、さらに定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

② 計画的な保全、長寿命化計画

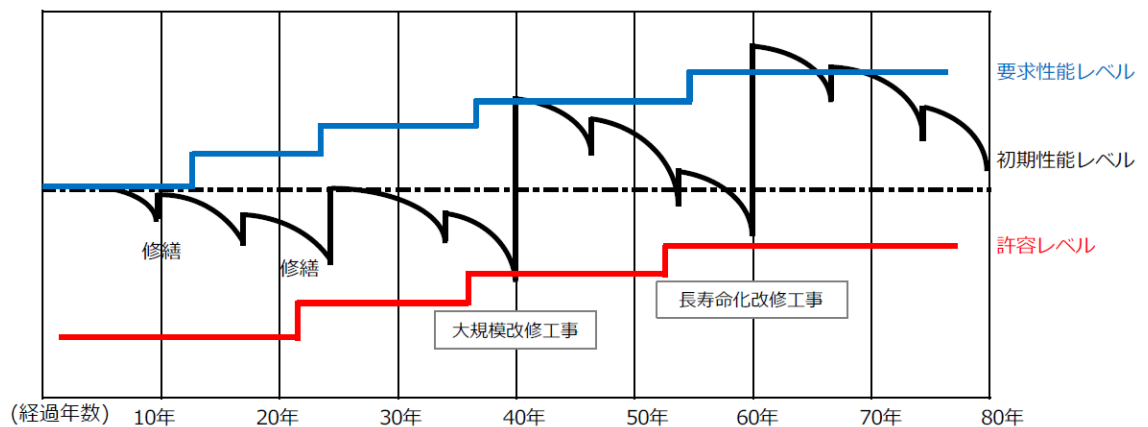
施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。

しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

本村の公共施設では、建替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

[長寿命化における経過年数と機能・性能（鉄筋コンクリートの場合）]

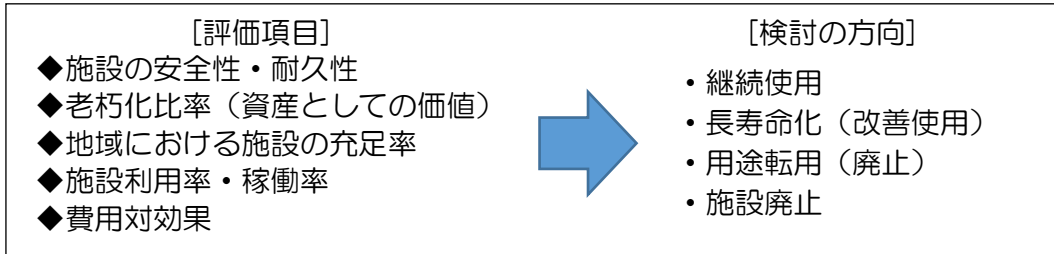


インフラ系施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。既に長寿命化計画が策定されている橋りょうについては、内容を十分に踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら、公共施設のマネジメント全体として推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画における方向性との整合を図るものとします。

(6) 統合・廃止等の実施方針

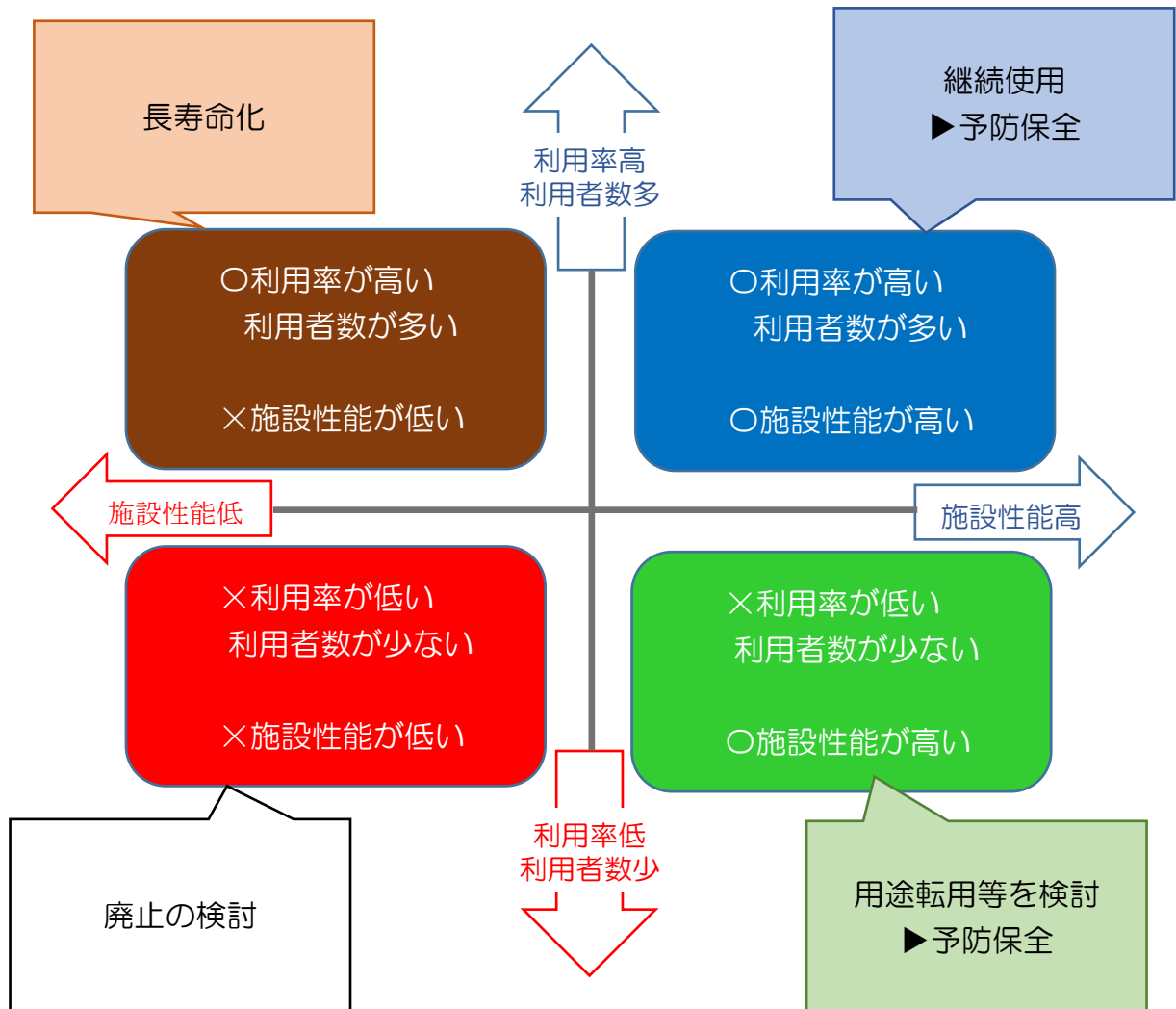
住民サービスについて一定の水準を確保しつつ、公共施設等の統合や廃止の推進に向けた施策を検討します。そのためには、多角的な視点で、施設を評価する必要があります。特に施設の統合や廃止で住民サービスの水準低下が伴うことに対しては、その影響を最小限に留めることを念頭に置き、住民合意の形成を図っていきます。



施設を評価するにあたっては、施設で行われているサービスに関する評価と、建物の状態に関する評価を行い、総合的な検討を行っていきます。

なお、各施設の存続や廃止については、個別施設計画にて具体的な施設の検討を行い、判断していくこととします。

[施設評価の基本的なフロー]



検討結果と今後の方向性

検討の方向	今後の方向性	
	施設面	ソフト面
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的・効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途転用	・空いた施設の利活用(他用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
廃止の検討	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討

(7) 管理の実施体制の実施方針

公共施設等を一元的に管理する体制を構築するとともに、点検・診断等の方法や予防保全型維持管理の考え方等の研修を関係者に実施していきます。

(8) ユニバーサルデザイン化の実施方針

誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状態を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

第6章 施設類型ごとの管理に関する考え方

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的方針

(1) 学校教育系施設

① 学校

施設数	主な施設
5	東成瀬村立東成瀬小学校、東成瀬村立東成瀬中学校

- ◆小学校と中学校はほぼ同時期に建てられており、更新費用の発生が同時期に集中し、多額になると予想されるため、定期的な修繕により施設の維持を図るとともに、更新時期の分散化を図ります。
- ◆施設の修繕については費用対効果を考慮しながら、利用しやすい施設を維持できるよう適切な修繕に取り組んでいきます。
- ◆村内唯一となる小学校・中学校であることから、統合・廃止については検討していませんが、児童数・生徒数の今後の推移に配慮しながら、適切な規模となるよう検討していきます。

② その他教育施設

施設数	主な施設
1	東成瀬村学校給食センター

- ◆給食センターについては、平成 27 (2015) 年度末に完成したばかりであり、今後は、計画的かつ効率的に修繕を行いながら施設の長寿命化に努めていきます。現在は民間委託による運営を行っています。

(2) 公営住宅

① 公営住宅

施設数	主な施設
16	二階野村営住宅、田子内若者定住促進住宅、滝ノ沢若者定住促進住宅

- ◆住宅として安全・安心であることを最優先とし、継続的に使用できるよう、計画的かつ効率的に修繕に取り組んでいくとともに、高齢化や人口減少などによる住宅の需要の変化を見据えながら、適切な規模と配置となるよう見直しを進めていきます。
- ◆若者定住促進住宅については、平成 29 (2017) 年度、平成 30 (2018) 年度に移住定住促進事業の一環として、本村への移住・定住を希望される方を受け入れるための住宅の整備を行いました。

(3) 村民文化系施設

① 集会施設

施設数	主な施設
9	地域交流センター（大柳センター、成瀬川交流館）、 東成瀬村青少年山の家、まるごと自然館、 平良交流センター、東成瀬村農村交流センター

- ◆経年劣化による改修の発生が見込まれているため、日常的な点検による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。
- ◆施設を取り巻く環境の変化により、本来の用途から外れた使い方をしている施設があるため、大規模改修等が必要となった際には、更新費用の発生や維持管理の面を考慮し、廃止の方向性についても検討しています。
- ◆一部施設では、指定管理者制度による管理運営が行われていますが、施設の用途や必要性を考慮しながら指定管理を継続していきます。

② 文化施設

施設数	主な施設
1	地域交流センター（ゆるるん）・デイサービスセンター複合施設

- ◆複合施設であるため、地域交流センター部門とデイサービスセンター部門の両部門が適切に運営できるように維持管理を計画的かつ効率的に行っていきます。
- ◆地域交流センター部門が村直営、デイサービスセンター部門は指定管理者制度での運営を行っており、デイサービスセンター部門については今後も指定管理による運営を継続していきます。

(4) 社会教育系施設

① 博物館等

施設数	主な施設
1	東成瀬村ふる里館

- ◆現状において特に問題は発生していないため、日常的な点検・補修による維持管理を計画的かつ効率的に行っていきます。
- ◆平成 28（2016）年度までは指定管理者制度による管理運営を行っていましたが、平成 29（2017）年度以降は村直営による運営を予定しています。

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

① スポーツ施設

施設数	主な施設
23	ジュネス栗駒スキー場、ジュネス栗駒カントリーパーク、東成瀬村民体育館、東成瀬野球場、東成瀬村多目的グラウンド

- ◆ジュネス栗駒スキー場とカントリーパークについては、村の主要な産業のひとつとして、観光客の誘致だけでなく、雇用の創出や地場産品の消費などに寄与しているため、今後も計画的かつ効率的な施設の維持管理を行っていきます。
- ◆各施設については、改修・改築のタイミングを見極め、計画的な大規模改修を進めていき、更新時期の分散化により財政負担の軽減を図ります。
- ◆施設の修繕について多額の費用の発生が見込まれる場合は、効果的・効率的な手段を検討し、施設の長寿命化につなげるように実施していきます。

② レクリエーション施設・観光施設

施設数	主な施設
1	東成瀬村ビューポイント栗駒

- ◆冬期間は閉鎖している施設ですが、平成 28（2016）年度に大規模改修により施設の更新を行っており、定期的な点検やメンテナンスによる維持管理を継続し、長寿命化を図っていきます。

③ 保養施設

施設数	主な施設
5	温泉源泉施設（やまゆり温泉）、ホテルブラン、東成瀬村栗駒山荘

- ◆施設の破損・老朽化への対応を随時行っていますが、建築時に導入した設備類の改修も必要となっているため、定期的な施設・設備の保全に努めるとともに、計画的に大規模改修を実施していく必要があります。

(6) 産業系施設

① 産業系施設

施設数	主な施設
18	東成瀬村米利用施設、東成瀬村農産物加工所、東成瀬村ミニライスセンター（滝ノ沢、田子内、岩井川、手倉）、柳沢牧場、東成瀬村畜産施設、東成瀬村食肉加工センター、東成瀬村育苗センター、東成瀬村循環拠点施設

- ◆比較的新しい施設が多く、本村の第1次産業を担う施設でもあるため、定期的な点検と維持管理により、施設の長寿命化を図っていきます。
- ◆ほぼすべての施設について指定管理者制度による管理運営を行っています。今後は民営化の可能性について検討を進めていきます。

(7) 子育て支援施設

① 幼児・児童施設

施設数	主な施設
1	なるせ保育園・なるせ児童館複合施設

- ◆比較的新しい施設であるため、定期的な点検と維持管理により、施設の長寿命化を図りながら、大規模改修についての適切な時期を見定め、計画的に行っていきます。

(8) 保健・福祉施設

① 高齢福祉施設

施設数	主な施設
2	東成瀬村特別養護老人ホーム幸寿苑

- ◆施設の本棟については平成 28（2016）年度に改修と設備更新を行っており、今後は定期的な点検と維持管理により、施設の長寿命化を図っていきます。
- ◆現在は、指定管理者制度による管理運営を行っています。今後は民営化の可能性について検討を進めていきます。

(9) 医療施設

① 医療施設

施設数	主な施設
1	東成瀬村保健センター・東成瀬村国民健康保険診療所複合施設

- ◆建築から約 25 年となりますが、施設の利用面において現状では大きな問題は発生していないため、今後も定期的な点検と維持管理により施設の長寿命化を図っていきます。
- ◆施設の設備面では、エレベーターの老朽化が進んでいます。公共施設としてエレベーターの交換を実施して、維持管理していくか利用を停止するかについて検討を行っています。

(10) 行政系施設

① 庁舎等

施設数	主な施設
2	東成瀬村役場・東成瀬村山村開発センター

- ◆役場庁舎と山村開発センターについては定期的な改修により機能を維持しており、今後は定期的な点検・維持管理による施設の長寿命化を図っていきます。
- ◆老朽化への対応の緊急性の高い施設や設備については、大規模改修の実施に向けて計画的・効率的に取り組んでいきます。

② その他行政施設

施設数	主な施設
2	東成瀬村防災情報センター、東成瀬村岩井川地区防災センター

- ◆避難所指定がされており、地域防災における拠点となることから、定期的な点検・維持管理による施設や設備の長寿命化を図り、施設機能の保持に計画的に取り組んでいきます。

(11) 公園

① 公園

施設数	主な施設
15	不動滝ほたるの里公園、東成瀬村岩井川コミュニティ広場、東成瀬村大柳沼自然公園、農村公園（たいら、じょうか、てぐら、つばきかわ）

- ◆公園と付帯施設・設備であり、冬期間は閉鎖されています。使用期間中は、周辺地域住民による管理が行われています。
- ◆公衆トイレについては洋式化による利便性の向上と長寿命化を図るなど、計画的な改修を行っていきます。また東屋等の一部施設については、必要性があまり高くないことから、長寿命化を図りつつ、施設用途の廃止についても検討していきます。

(12) その他

① その他

施設数	主な施設
27	車庫、バス待合所、ポンプ小屋

- ◆各施設については、定期的な点検と維持管理により長寿命化を図っていきます。
- ◆ポンプ小屋については、人口等の地域の状況に応じて統廃合の可能性を検討するとともに、適正な施設配置となるよう努めていきます。
- ◆一部建物（普通財産）については民間事業者へ貸与しており、今後も老朽化が進行するまで有効活用していきます。

2. インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

- ◆安全の確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ道路全体の最適化を図ります。改修時期の検討や定期点検等が必要であり、各道路の利用状況や老朽化状況を見据えながら、維持管理について計画的かつ効率的に行っていく必要があります。
- ◆道路の修繕については「インフラ系公共施設維持管理個別施設計画（道路編）」により計画的かつ効率的に行っていきます。

(2) 橋りょう

- ◆安全の確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ橋りょう全体の最適化を図ります。改修時期の検討や定期点検等が必要であり、各橋りょうの利用状況や老朽化状況を見据えながら、維持管理について計画的かつ効率的に行っていく必要があります。
- ◆各橋りょうの改修及び修繕については「東成瀬村橋梁長寿命化修繕計画」により計画的かつ効率的に行っていきます。

(3) 上水道

施設数	主な施設
7	北部地区水道施設（浄水場、高区配水池、低区配水池） 南部地区水道施設（浄水場、高区配水池、低区配水池） 中部地区水道施設（浄水場、岩井川配水池）

- ◆各水道施設については、定期的な点検と維持管理により、施設及び設備機器類の長寿命化を図っていきます。
- ◆管路の接続や更新については、改修時期の検討や定期点検等による適正な維持管理を計画的かつ効率的に実施していきます。

(4) 合併処理浄化槽

- ◆合併処理浄化槽の更新については、浄化槽の耐久年数を考慮しながら、計画的かつ効率的に行っていきます。

(5) 農業水利施設

施設数	農業水利施設（農業用水路）
16	・小貫山堰 ・伊達堰 ・平良堰 ・真戸堰 ・手倉西堰 ・草の台堰 ・迎田堰 ・遠藤堰 ・合居沢堰 ・大堰 ・茂兵エ堰 ・五里台地区堰 ・間木堰 ・大柳沢堰 ・田ノ沢地区堰 ・谷地地区農業用水路

- ◆農業の生産向上及び農地の適切な管理を図るため、日常的な巡回・点検などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなど、適切な維持管理を行います。

第7章 公共施設等総合管理計画の実施体制

1. 情報管理と推進体制の構築

(1) 施設情報の一元化

総合管理計画の推進は、総資産量を把握し全体を一元的に管理しながら、組織横断的な調整機能を発揮しつつ進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

(2) 横断的な推進体制

施設所管課による縦割りの管理運営ではなく、公共施設等を総合的かつ計画的な視点で管理運営する横断的な組織体制の構築が必要となります。

ここでは、一元化された情報を基にして施設管理の基準の設定や各数値目標を明示するなど情報やノウハウの共有化を図ります。

(3) 職員研修

全庁的に総合管理計画を推進していくには、職員一人一人が意識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラの現状や公共施設等総合管理計画の導入意義を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や住民ニーズに対応できるような住民サービス向上のため自ら創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、研修会等を通じて職員の意識啓発に努め、総合管理計画のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

2. 個別施設計画の策定

本村の保有するすべての施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした概算費用の算定や考え方等を明記する個別施設計画を策定します。施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図り、厳しい財政状況の中での計画的投資を推進します。

【個別施設計画で示す項目】

- ① 計画期間
 - ・施設の現状と今後の施設整備の基本的な方針等を考慮の上設定
- ② 目指すべき姿
- ③ 施設の実態
 - ・施設の活用状況、コスト状況等について現状と課題を整理
 - ・改修方法等の検討に必要な劣化状況等を把握し、現状と課題を整理
- ④ 基本的な方針
 - ・規模・配置計画等の方針
 - ・改修等の基本的な方針（長寿命化や予防保全、目標使用年数、改修周期等）
- ⑤ 維持管理の項目・手法等
 - ・点検、評価の項目を整理
 - ・調査や修繕の方法、周期等を設定
- ⑥ 実施計画
 - ・改修等の優先順位の考え方
 - ・改修等の内容や時期、費用等を整理し、年次計画を設定
 - ・計画の実施による効果
- ⑦ 計画の継続的運用
 - ・進捗状況等のフォローアップの実施
 - ・必要に応じた計画の更新
- ⑧ その他必要事項

3. 財政との連携

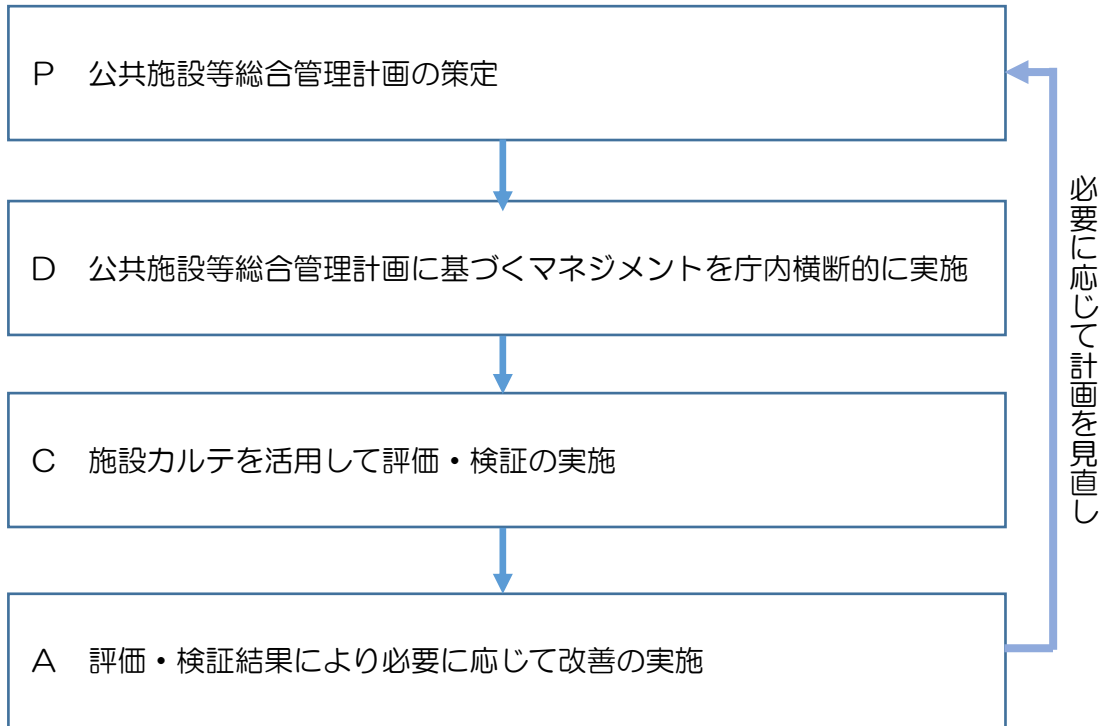
長期的な視点から策定した施設整備・管理運営も、財政措置があってはじめて実行することができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくためには、事業担当部署との連携が必要不可欠です。

そのため、総合管理計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、総合管理計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

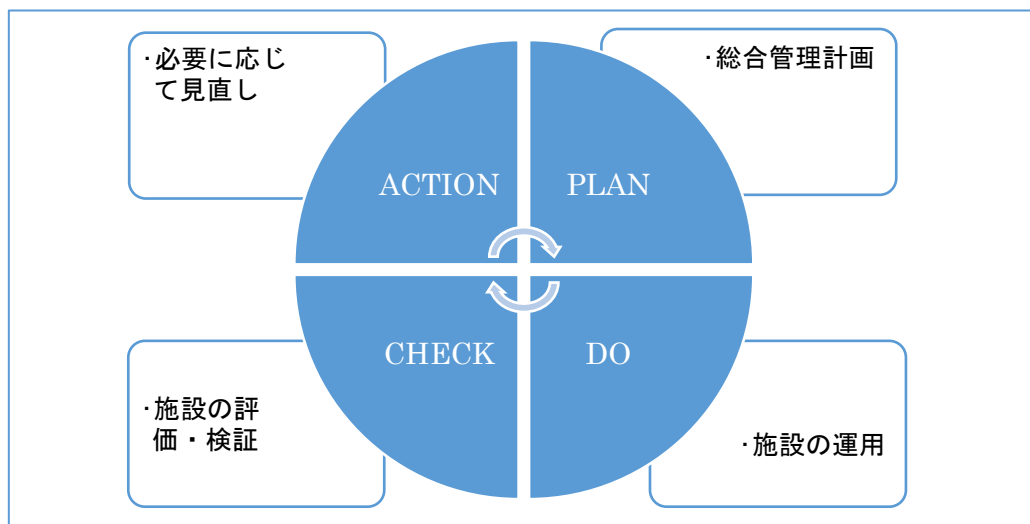
4. フォローアップの実施方針

本計画は以下の手順でフォローアップを実施します。

計画・実行・評価・改善といったPDCAサイクルを確立し、的確な管理計画の策定と着実な実行、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。



フォローアップの方針のイメージ



5. 村民との協働

将来の公共施設等のあり方について、村民と村が公共施設等に関する現状と課題や問題意識を共有し、幅広く議論をしていくことが必要かつ重要と考えられることから、広報等による施設情報の公開や維持管理への参画等により、村民の理解と協働を推進していきます。

公共施設等を用いたサービス提供に至るまでの過程において、村民と村の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。さらに、公共施設等における行政サービスの有効性を高め、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の村民への提供を推進します。

また、公共施設等の統合や廃止は、住民サービスの水準低下を伴うことがあります。それを最小限にするために、住民合意の可能性を検討する必要があります。